

# 信用保証制度一覧

# 協会制度

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象象
一般保証 ・昭24.4.13	県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者。
追認保証融資制度 (追認) ・昭36.5.1	県内に事業所を有する中小企業者で、1年以上同一事業を営み、要綱で定める資格要件を具備するもの。
根保証制度(一般・手割) (根) ・昭39.4.1	県内に事業所を有し、原則として1年以上の事業実績を有する中小企業者。
無担保無保証人制度 (無) ・昭40.6.1	県内において1年以上同一事業実績を有し、所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて完納しており、本制度以外の協会付融資を受けていない以下のいずれかの中小企業者。 ① 常時使用する従業員数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者は5人)以下の会社及び個人であって特定事業(協会対象業種にかかわる事業)を行うもの。(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。) ② 常時使用する従業員の数その業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの。 ③ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行うもの。 ④ 特定事業を行う企業組合であってその事業に従事する組合員数が20人以下のもの。 ⑤ 特定事業を行う協業組合であって常時使用する従業員数が20人以下のもの。 ⑥ 医業を主たる事業とする法人であって常時使用する従業員数が20人以下のもの。(上記①から⑤に掲げるものを除く。) ⑦ 特定事業を行う特定非営利活動法人であって常時使用する従業員数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの。
当座貸越(貸付専用型)根保証制度 (当貸) ・昭62.2.1	個人又は法人(企業組合、協業組合以外の組合を除く)で、要綱で定める資格要件を具備する中小企業者。

資金使途	保証限度額	保証期間 返済方法	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
運転・設備	個人・法人 2億円 組合 4億円 無担保 8,000万円	必要と認められる期間 一括又は分割	金融機関の 所定利率	0.45~1.90
運転・設備	一般 1,000万円 ただし、保証金額が 今回を含め3,000万円以内 特別 5,000万円 ただし、追認保証金額が 本件を含め合計5,000万円 以内かつ直近決算の月商 の3倍以内	10年以内 設備は原則として法定耐用年数の範囲内とし、据置期間1年以内を含む 一括又は分割	金融機関の 所定利率	0.45~1.90
運 転	2億円	1年以内 一括	金融機関の 所定利率	一 般 0.45~1.90 手 割 0.39~1.62 電債割引 0.39~1.62
運 転 ・ 設 備	2,000万円	5年以内 一括又は分割	金融機関の 所定利率	0.90 特定非営利法人の場合 0.85
事 業 資 金	100万円以上 2億8,000万円まで	1年又は2年 約定弁済又は随時弁済	金融機関の 所定利率	0.39~1.62 特別小口保険 0.90

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称・創設年月日	保証対象
事業者カードローン当座貸越根保証制度 (カード) ・昭62.7.1	個人又は法人で、要綱で定める資格要件を具備する中小企業者。
中小企業特定社債保証制度 (特定社債) ・平12.7.3	純資産額が5千万円以上であり、ほかに要綱で定める資格要件を充足する中小企業者。
流動資産担保融資保証制度 (根保証・個別保証) (流動売根・流動棚根・流動共根・流動売個) ・平13.12.17	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者。(売掛債権又は棚卸資産を譲渡担保とする。)
小口零細企業保証制度 (全国小口) ・平19.10.1	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者を対象とする。 ① 常時使用する従業員数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者は5人)以下の会社及び個人であって中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という)を行うもの。 (②に掲げるものを除く。) ② 常時使用する従業員の数とその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの。 ③ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの。 ④ 特定事業を行う企業組合であってその事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。 ⑤ 特定事業を行う協業組合であって常時使用する従業員数が20人以下のもの。 ⑥ 医業を主たる事業とする法人であって常時使用する従業員数が20人以下のもの。(上記①から⑤に掲げるものを除く。)

資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
事業資金	100万円以上 2,000万円まで	1年又は2年	金融機関の 所定利率	0.39~1.62
		約定弁済又は随時弁済		特別小口保険 0.90
運転・設備	4億5,000万円 保証割合は80% (発行価額の限度は 5億6,000万円)	2年から7年(年単位)  一括償還又は定時償還	発行体所定利率	0.45~1.90
運転・設備	2億円 保証割合は融資額の80% (融資額の限度は 2億5,000万円)	根保証1年 個別保証 [既発生債権 6か月以内 将来債権 1年以内]  根保証 約定弁済又は 随意弁済 個別保証 一括	金融機関の 所定利率	0.68
運転・設備	2,000万円  ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。	運転 7年以内 設備 10年以内 (据置期間1年以内を含む)  ・運転・設備併用は10年以内。 ・無担保無保証人保証併用の場合は5年以内。 ・予約保証併用の場合は、据置期間を認めない。	金融機関の 所定利率	0.50~2.20
		一括又は分割		特別小口保険 0.90  セーフティネット保証 併用 0.80  予約保証併用 0.70~2.20

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称・創設年月日	保証対象
ダブルサポート保証（結）制度 （ダブルサポート） ・平28.4.1	県内に事業所を有し、信用保証協会の通常の申込資格を有する中小企業者等。 （取扱期間：令和9年3月31日まで）
継続サポート（どっしりくん）制度 ・平30.4.1	① 信用保証協会の通常の申込資格を有する中小企業者で、1期（6か月）以上の決算を実施している法人及び個人。個人の場合複式簿記により記帳をし、最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けている事業者。 ② 申込時点で保証協会の利用、もしくは申込金融機関で融資取引があること。 ③ 直近決算が債務超過でないこと。 ④ 既保証付融資が条件変更等の返済緩和を実施していないこと。 ※保証料率各区分10%割引は、令和8年度保証承諾分に限る
財務要件型無保証人保証制度 ・平30.4.1	純資産額が5千万円以上であり、ほかに要綱で定める資格要件を充足する中小企業者。

資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 （年率％）
		返済方法		
運 転 ・ 設 備	2億円以内 ただし、総融資額のうち 30%以上をプロパーで協 調融資を行うこと。	運転 10年以内 設備 20年以内 （据置期間2年以内を含む） 土地建物を取得する場合 の「運転設備資金」につ いては、設備資金が半分 以上の場合は20年	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.35～1.80
		一括又は分割		
運 転	3,000万円 1中小企業1口限り	1年以内	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.41～1.71
		一括		
事 業 資 金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括の場合 2年以内 分割の場合 運転7年以内 設備10年以内 （据置期間1年以内を含む）	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.45～1.90
		一括又は分割		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

国の施策による特別保証

協会一般制度の保証限度額

とは別枠で利用できます。

《 》内は根拠法律

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象
経営革新関連保証制度 (経営革新) ・平11.8.12	<p>中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する経営革新計画を行政庁に提出し、承認を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者(注)であって、承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施するもの。</p> <p>(注)以下に該当するものに限られる。</p> <p>① 特定事業者であって、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「保険対象中小企業者」という。)に該当するもの。</p> <p>② 特定事業者であって、法第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。</p> <p>③ 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)附則第8条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの。</p>
借換保証制度 (借換) ・平15.2.10	<p>緊急保証(原材料価格高騰対応等、景気対応)の借換</p> <p>① 保証申込時点において、緊急保証に係る既往借入金の残高があること。</p> <p>② 適切な事業計画を有していること。</p> <p>③ 経営安定関連保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市区町村長の認定書(セーフティネット保証に係る認定書)を有すること。</p>
	<p>一般保証、経営安定関連保証(セーフティネット保証)又は中小企業金融安定化特別保証(特別保証)の借換</p> <p>① 保証申込時において一般保証・経営安定関連保証(緊急保証を除く)又は特別保証に係る既往借入金の残高があること。</p> <p>② 適切な事業計画を有していること。</p> <p>③ 経営安定関連保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市区町村長の認定書(セーフティネット保証に係る認定書)を有すること。</p>
	<p>条件変更改善型借換保証による借換</p> <p>① 保証申込時点において保証付既往借入金の残高があること。</p> <p>② ①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること。</p> <p>③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。</p>
上記以外については利用する各制度の要綱の定めるところによる。	

資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
運転・設備	①個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円  ①の他、新事業開拓保険の要件を備えるものは、一般分及び他の特例分を含め 個人・法人 3億円 組合 6億円  ①の他、海外投資関係保険の要件を備えるものは、一般分及び他の特例分を含め 個人・法人 3億円 組合 6億円	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.75
		分割		新事業開拓保険 1.15 ただし無担保500万円以下 0.90  海外投資関係保険 1.15  特別小口保険 0.90
緊急保証に係る既往借入金の返済資金ほか事業計画に応じた当該返済資金以外の事業資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定の場合 個人・法人 3億8,000万円 組合 4億8,000万円	原則として10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.45~1.90
保証付き既往借入金の返済資金のほか、事業計画に応じた当該返済資金以外の事業資金		15年以内 (据置期間1年以内を含む) 当該返済資金以外の事業資金を含む場合は据置期間2年以内		経営安定関連保証 1~4、6号 0.80 5、7、8号 0.75
保証付き既往借入金の返済資金のほか、事業計画に応じた当該返済資金以外の事業資金		原則均等分割		
上記以外については利用する各制度の要綱の定めるところによる。				

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

特国の別施策による保証

保証制度名称・創設年月日	保証対象
セーフティネット保証制度 (協会経営) ・平19.6.11	県内に事業所を有し、信用保証協会の通常の申込資格を有する中小企業者であって、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定に基づき、市区町村長の認定を受けた特定中小企業者。
創業関連保証制度 (創業関連) ・平19.8.6	<p>(1) 産業競争力強化法第2条第31項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの。</p> <p>① 事業を営んでいない個人であって、1月以内（法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うおとする者にあつては、6月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>② 事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行うおとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>③ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(2) 法第2条第31項第2号、第4号及び第6号に掲げる以下の創業者である中小企業者であつて事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>① 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。(法第2条第31項第2号)</p> <p>② 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの。(法第2条第31項第4号)</p> <p>③ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの。(法第2条第31項第6号)</p> <p>(3) 上記(2)①に規定する創業者であつて新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの（法第129条第2項）。</p> <p>(注1：上記(1) ①及び②に規定する「1月以内」、「2月以内」及び「6月以内」の起算日は、本保証に基づく貸付実行がなされた日を基準とする。)</p> <p>(注2：上記(2) ①及び③に規定する「事業を開始した日以後5年」及び「事業を開始した日から起算して5年」の起算日は、事業の開始が確認可能な日とする。(2)②及び③に規定する「設立の日以後5年」の起算日は、登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。)</p> <p>(※ 医療法人は対象外)</p>

資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
運転・設備 および借換資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 10年以内 設備 20年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	1～4、6号 0.80
		ただし、第6号認定による個人・法人は、第1号から第8号認定に係る保証残高を含み、3億8,000万円とする。		分割 1年以内は一括も可
運転・設備	3,500万円 再挑戦支援保証との併用が可能であり、これらの制度を併用した場合は限度額3,500万円。  (再挑戦支援保証並びに一般の無担保保険との合算限度額は8,000万円とする。)	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.65
		原則均等分割		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称・創設年月日	保証対象
東日本大震災復興緊急保証制度 (震災緊急) ・平23.5.23	<p>(1) 特定被災区域内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたことについて、市区町村長等の証明を受けた中小企業者。</p> <p>(2) 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、公示された区域内に事業所を有していたことについて、市区町村等の証明を受けた中小企業者。</p> <p>(3) 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、その住所を管轄する市区町村長等の証明を受けたもの。</p> <p>(4) (1)ないし(3)に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体。 ※取扱期間は、平成23年3月11日より令和9年3月31日までの貸付実行分とする。</p>
海外投資関係保証制度 ・平23.9.1	<p>海外直接投資を計画し、または実施している県内の個人・法人または組合。</p>

資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
運転・設備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円  ただし、経営安定関連保証、危機関連保証及び災害関係保証と合算し、その範囲内  個人・法人 5億6,000万円 組合 9億6,000万円	10年以内 (据置期間2年以内を含む) 特別小口保険分 5年以内	金融機関の 所定利率	0.70
		原則均等分割		
① 居住者により所有される外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得に要する資金。 ② 出資割合が10%以上である外国法人の発行に係る証券等の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付けに要する資金。 ③ 経済産業大臣が定める永続的な関係がある外国法人の発行に係る証券等の取得又は金銭の貸付けに要する資金。 ④ 外国における支店、工場その他の営業所の設置又は拡張に要する資金。 ⑤ 海外直接投資の事業の実施に必要な従業員教育の費用に充てるための資金。 ⑥ 海外直接投資の事業の実施に必要な調査の費用に充てるための資金。	個人・法人 組合	2億円 4億円	10年以内 (据置期間2年以内を含む)	海外投資関係保険 1.15
				特別小口保険 0.90
				事業再生保険 2.20
				無担保保険 0.45~1.90
				流動資産担保保険 0.68
				一括又は均等分割

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称・創設年月日	保証対象
エネルギー対策保証制度 ・平25.10.1	エネルギーの使用の合理化に資する施設（省エネルギー施設）または非化石エネルギーを使用する施設の設置に係る具体的な計画を有する個人・法人または組合。
事業再生計画実施関連保証制度 (改善サポート保証) ・平26.1.20	産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。
危機関連保証制度 (危機関連) ・平30.4.1	中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市長又は特別区長の認定を受けた中小企業者。

資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
中小企業信用保険法施行規則別表第二で定めるエネルギーの使用の合理化に資する施設または非化石エネルギーを使用する施設の設置に係るもの。	個人・法人 組合 2億円 4億円	必要と認められる期間	金融機関の 所定利率	エネルギー対策保険 1.15
		一括又は均等分割		特別小口保険 0.90
事業再生の計画の実施に必要な事業資金。	個人・法人2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括返済は1年以内 分割返済は15年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	事業再生保険 2.20
		一括又は分割		無担保保険 0.45~1.90
経営の安定に必要な事業資金	個人・法人2億8,000万円 組合 4億8,000万円	10年以内 (据置期間2年以内を含む)	金融機関の 所定利率	流動資産担保保険 0.68
		ただし、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証及び災害関係保証と合算し、その範囲内 個人・法人5億6,000万円 組合 9億6,000万円		原則均等分割
				0.80

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称・創設年月日	保証対象
事業承継特別保証制度 (事業承継) ・令2.4.1	<p>次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る)から3年以内に保証申込みを行うものに限る。</p> <p>(1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって事業承継日から3年を経過していないもの。 (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日(注1)に満たしていることを要するものとする。 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率(注2)が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと (注1) 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の取崩が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。 ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中(経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。)である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。 (注2) EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)</p>
スタートアップ創出促進保証制度 (SSS保証) ・令5.3.15	<p>次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者 (1) 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行うとするものは6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの (2) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの (3) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (4) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (5) 産業競争力強化法第2条第31項第2号に規定する創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの 《産業競争力強化法》</p>

資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
<p>事業資金であって次に掲げるものとする (1)に該当する中小企業にあっては、保証人(個人に限る)を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。 (2)に該当する中小企業にあっては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。</p>	<p>法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円</p>	<p>運転 10年以内 設備 10年以内 (据置期間1年以内を含む)</p>	<p>金融機関の 所定利率</p>	<p>専門家確認無 0.45~1.90</p>
		<p>一括(1年以内の場合) 又は 均等分割</p>		<p>専門家確認有 0.20~1.15</p>
<p>創業者が創業者である期間内に産業競争力強化法第2条第30項に規定する創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金</p>	<p>法人 3,500万円  創業関連保証、再挑戦支援保証との併用が可能であり、これらの制度を併用した場合は限度額3,500万円  創業関連保証及び再挑戦支援保証並びに一般の無担保保険との合算限度額は8,000万円</p>	<p>10年以内 (据置期間は1年以内)  申込金融機関において本保証付き融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。</p>	<p>金融機関の 所定利率</p>	<p>0.85</p>
		<p>原則均等分割</p>		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象
<p>事業者選択型経営者保証 非提供制度 (横断的制度) ・令6.3.15</p>	<p>次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小事業者。 ただし、法人の設立後最初の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。</p> <p>(1) 信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。</p> <p>(2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。</p> <p>(3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。 ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと(※1) ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと(※2)</p> <p>(4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。</p> <p>(5) 信用保証料率の引上げ(※3)により経営者保証を提供しないことを希望していること。 (※1)「純資産の額<math>\geq 0</math>」であること。 (※2)「経常利益+減価償却<math>\geq 0</math>」であること。 (※3) 中小企業信用保険法施行規則第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。</p>

資金用途	保証限度額	保証期間 返済方法	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
				<p>(3) ①及び②のいずれにも該当する場合 各制度所定利率 +0.25</p> <p>(3) ①又は②のいずれか一方に該当する場合又は法人の設立後2事業年度の決算が無い場合 各制度所定利率 +0.45</p>

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称・創設年月日	保証対象
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証制度 (国補助制度) ・令6.3.15	<p>次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小事業者。 ただし、法人の設立後最初の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。</p> <p>(1) 信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。</p> <p>(2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。</p> <p>(3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。 ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと(※1) ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと(※2)</p> <p>(4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。</p> <p>(5) 信用保証料率の引上げ(※3)により経営者保証を提供しないことを希望していること。 (※1)「純資産の額<math>\geq</math>0」であること。 (※2)「経常利益+減価償却<math>\geq</math>0」であること。 (※3)中小企業信用保険法施行規則第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。</p> <p>※取扱期間：令和6年3月15日～令和9年3月31日</p>
プロパー融資借換 特別保証制度 (プロパー借換) ・令6.3.15	<p>申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の(1)から(4)までに定めるすべての要件を満たす法人である中小企業者 ただし、(1)から(3)までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(4)については、信用保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする</p> <p>(1) 資産超過であること (2) EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩んでいる借入金がないこと</p> <p>※取扱期間：令和6年3月15日～令和9年3月31日</p>

資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
事業資金	8,000万円 ただし、経営安定関連保証(4号)と経営安定関連保証(5号)については、経営の安定に必要な事業資金	一括返済の場合1年以内 分割返済の場合10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	(3) ①及び②のいずれにも該当する場合 所定利率+0.25  (3) ①又は②のいずれか一方に該当する場合又は法人の設立後2事業年度の決算が無い場合 所定利率+0.45  (ただし、令和8年4月1日～令和9年3月31日までは国補助0.05)
事業資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括返済の場合1年以内 分割返済の場合10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.45~1.90

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称 略称・創設年月日	保証対象
経営力強化保証制度 ・令6.7.1	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
協調支援型特別保証制度 (協調特別) ・令7.3.14	次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者。 (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること。 (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。 ※取扱期間：令和7年3月14日～令和10年3月31日

資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
事業資金 経営安定関連保証(5号)については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.45~1.75  経営安定 関連保証5号 0.75
		本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内		
事業資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	分割返済 1年以内は一括も可	金融機関の 所定利率	0.45~1.90  (ただし、受付時期、 資格要件により異なる 国補助あり。 資格要件(1)について 令和8年4月1日～令和 9年3月31日までは 1/3相当国補助、令和 9年4月1日～令和 10年3月31日までは 1/4相当国補助。 資格要件(2)について は、令和7年3月14日 ～令和10年3月31日ま で1/4相当国補助。)
		一括返済の場合1年以内 分割返済の場合10年以内 (据置期間運転1年以内、 設備・運転設備3年 以内を含む)		
		一括または分割		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称 略称・創設年月日	保証対象
事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)制度 (改善サボ経再) 令7.3.14	<p>以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。</p> <p>【法第53条第1項に規定】</p> <p>① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>② 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第32条第1号に規定】</p> <p>③ 特定認証紛争解決手続（法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画</p> <p>④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑥ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再生計画</p> <p>⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>【施行規則第32条第2号に規定】</p> <p>⑩ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再生計画</p> <p>【施行規則第32条第3号に規定】</p> <p>⑪ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p> <p>【施行規則第32条第4号に規定】</p> <p>⑫ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p> <p>※取扱期間は、令和7年3月14日より令和9年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受付したものとす。</p>

資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
事業資金 ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る (運転資金・設備資金) 計画の実施に必要な借換資金 (特別追認保証を借換対象に含める)	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	15年以内 (据置期間3年以内を含む)	金融機関の 所定利率	責任共有制度対象 0.80 (ただし、国補助 0.40 事業者負担一律 0.40) 責任共有制度対象外 1.00 (ただし、国補助 0.60 事業者負担一律 0.40)
		一括(1年以内の場合) 又は均等分割		経営者保証免除対応適用 責任共有制度対象 1.00 (ただし、国補助 0.60 事業者負担一律 0.40) 責任共有制度対象外 1.20 (ただし、国補助 0.80 事業者負担一律 0.40)

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象
モニタリング強化型特別保証制度 (モニ特別) ・令8.3.16	<p>認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。</p> <p>なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。</p>

資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
事業資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 10年以内 設備 10年以内 (据置期間 運転1年以内、 設備・運転設備3年以内)	金融機関の 所定利率	0.45~1.90  (ただし、受付時期により異なる国補助あり。 令和8年3月16日~令和9年3月31日までは1/2相当国補助。令和9年4月1日~令和11年3月31日までの補助の有無、補助率は未定。)
		分割返済 1年以内は一括も可		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

# 県 制 度

保証制度名 略称・創設年月日	保 証 対 象
福島県経営環境改善保証制度 (県経営改) ・昭41.4.15	県内に事業所を有する中小企業者で、福島県信用保証協会の保証を利用して おり、かつ当該保証付き借入金の借換又は一本化等による資金繰りの緩和を図 ることによって、財務体質の改善が期待されるもの。
福島県信用組合資金融資保証制度 (県信組) ・昭41.4.15	県内に事業所を有し、信用組合の組合員である中小企業者。 なお、本制度に係る既存借入金の一本化・借換えができるものとする。
福島県関連倒産防止資金 融 資 保 証 制 度 ① 一般枠 ・昭41.4.15 ② 取引円滑化枠 ・平13.10.29	① 一般枠 県内に事業所を有する中小企業者で、倒産企業に対し売掛債権等を有す るもの。 ② 取引円滑化枠 県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当するもの。 A 倒産企業に対し売掛金債権等を有するもの。 B 倒産企業に対し売掛金債権等を有するものとの取引額が全取引額の10% 以上あり、かつ当該企業に対し売掛金債権等を有するもの。 C 取引金融機関の破綻等により、一時的に資金繰りに困難をきたしている もの。
福島県長期安定保証制度 (県長期) ・平15.4.1	県内に事業所を有する又は県外企業で新たに事業所を設ける中小企業者で、 本資金の導入によって経営基盤の安定と発展が期待されるもの。
福島県短期保証制度 (県短期) ・平15.4.1	県内に事業所を有する又は県外企業で新たに事業所を設ける中小企業者。

資 金 使 途	保 証 限 度 額	保 証 期 間	貸 付 利 率	信 用 保 証 料 率 (年率%)
		返 済 方 法		
運 転	5,000万円	15年以内 (据置期間1年以内を含む) セーフティネット保証 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.45~1.60
		分割		セーフティネット保証 (1~4、6号) 0.70 セーフティネット保証 (5、7、8号) 0.65
運 転 ・ 設 備	2,500万円 (併用の場合は2,500万 円以内)	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)	固定 2.6%以内	0.35~1.35
		分割		
① 運 転	① 2,000万円	① 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	① 2.1%以内	0.35~1.35
② 運 転	② 1,000万円 ただし、債権額の1.2倍 以内とする	② 5年以内 (据置期間1年以内を含む)	② 変動1.3%以内 固定1.7%以内	
		分割		
運 転 ・ 設 備	運転 5,000万円 設備 1億円 (併用の場合は1億円以内)	10年以内 ただし、土地、建物を取 得する場合は20年以内 (据置期間1年以内を含む)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.45~1.60
		分割		セーフティネット保証 (1~4、6号) 0.70 セーフティネット保証 (5、7、8号) 0.65
運 転 ・ 設 備	5,000万円 (運転・設備併用の場合 5,000万円以内) ただし、流動資産担保融 資保証(根保証は除く) の場合 4,000万円	1年以内 (借換の場合は当初の借 入日より1年以内)	金 融 機 関 の 所 定 利 率	0.45~1.60
		一括又は分割		セーフティネット保証 (1~4、6号) 0.70 セーフティネット保証 (5、7、8号) 0.65 流動資産担保保証 0.60

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称 略称・創設年月日	保証対象
福島県起業家支援保証制度 (県起業家) 平16.4.1	<p>A 一般枠</p> <p>ア 創業者 県内で新たな事業を開始しようとする者（開業して5年未満の者を含む。）であって、具体的事業計画を有するとともに、客観的にみて事業に着手していることが明らかである者。</p> <p>イ 事業承継者・第二創業者 既に中小企業者である者から事業を承継する者又は既に中小企業者であって、新たな分野の事業に進出しようとする事業承継者。</p> <p>ウ 独立開業者 同一企業の勤務年数又は同一業種の従事年数が3年以上で、その経験を有する事業を新たに開始しようとする者（開業して5年未満の者を含む。）、又は、法律に基づく資格を有する場合でその資格に基づく事業を新たに開始しようとする者。（開業して5年未満の者を含む。）</p> <p>エ ベンチャー企業 新たに創造的な事業活動を行おうとする者であって、新たな事業を開始した時から概ね5年未満の者。</p> <p>上記ア～エに掲げる対象者には、コミュニティビジネスを営む、または、営もうとする中小企業者を含む。</p>
	<p>B 創業関連保証枠</p> <p>産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）に定める創業者又は新規中小企業者で、次のいずれかに該当する者。</p> <p>ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内（法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援事業（以下、「認定特定創業支援事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有する者。</p> <p>イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者。</p> <p>ウ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する者。</p> <p>エ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない者。</p> <p>オ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者。</p> <p>カ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者。</p> <p>キ 上記エに規定する創業者であって新たに会社を設立したもの（以下、会社設立創業者という）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していない者。</p>
	<p>C スタートアップ創出促進保証枠</p> <p>次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者</p> <p>ア (1)事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとするものは6月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>イ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>ウ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの</p> <p>エ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの</p> <p>オ 産業競争力強化法第2条第31項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条31条第4号に掲げる創業者とみなされるもの</p>

資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
<p>運転・設備</p> <p>本制度の保証対象Aについて、既存借入金の借換・一本化ができるものとする。</p>	<p>強化法の承認、旧創造法の認定、旧産業再生法の認定、特許等を有する者 5,000万円 (運転・設備併用の場合5,000万円以内)</p> <p>上記以外 2,000万円 (運転・設備併用の場合2,000万円以内)</p> <p>ただし、創業者については、自己資金の5倍を限度とする</p>	<p>10年以内 (据置期間1年以内を含む)</p>	<p>金融機関の 所定利率</p>	<p>0.05~1.05</p>
		<p>分割</p>		
<p>運転・設備</p> <p>本制度の保証対象B、C並びに国の創業関連保証、スタートアップ創出促進保証について、既存借入金の借換・一本化ができるものとする。</p>	<p>3,500万円 (運転・設備併用の場合3,500万円以内)</p> <p>本制度及び国のスタートアップ創出促進保証制度に加えて他の創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用する事が可能であり、これらを併用した場合の限度額は3,500万円</p> <p>本制度及び国のスタートアップ創出促進保証及び再挑戦支援保証並びにこれらの保証以外の中小企業信用保険法第3条の2に規定する無担保保険に係る保証を併せ行う場合には、無担保保険限度額8,000万円以内とする。</p>	<p>10年以内 (据置期間1年以内を含む)</p>	<p>金融機関の 所定利率</p>	<p>0.35</p>
		<p>分割</p>		
<p>運転・設備</p> <p>本制度の保証対象B、C並びに国の創業関連保証、スタートアップ創出促進保証について、既存借入金の借換・一本化ができるものとする。</p>	<p>本制度及び国のスタートアップ創出促進保証制度に加えて他の創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用する事が可能であり、これらを併用した場合の限度額は3,500万円</p> <p>本制度及び国のスタートアップ創出促進保証及び再挑戦支援保証並びにこれらの保証以外の中小企業信用保険法第3条の2に規定する無担保保険に係る保証を併せ行う場合には、無担保保険限度額8,000万円以内とする。</p> <p>保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有している事を要する。</p>	<p>10年以内 (据置期間1年以内を含む)</p> <p>申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。</p>	<p>金融機関の 所定利率</p>	<p>0.55</p>
		<p>分割</p>		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称 略称・創設年月日	保証対象
福島県小規模企業支援 資金融資保証制度 (県小規模) ・平19.10.1	<p>県内に事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者を対象とする。</p> <p>① 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（以下「政令」という。）第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という）を行うもの。</p> <p>② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの。</p> <p>③ 事業協同小組合であって、特定事業を行う者又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの。</p> <p>④ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数か20人以下のもの。</p> <p>⑤ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。</p> <p>⑥ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。（上記①から⑤に掲げるものを除く。）</p>
福島県緊急経済対策資金融資保証制度 ・平20.2.1	<p>A 外的変化対応資金 県内に事業所を有する中小企業者で、次のような外的要因により影響を受けているもの。</p> <p>① 最近の経済的環境の変化により、一時的に売上高等が減少し、業況が悪化している者。</p> <p>② 親会社の経営合理化等により、事業活動に影響を受けている者。</p> <p>③ 為替相場の変動により、事業活動に影響を受けている者。</p> <p>④ 自然災害の影響により、事業活動に影響を受けている者。</p> <p>⑤ 原油価格高騰又は原油価格高騰に伴う資材価格高騰の影響により、事業活動に影響を受けている者。</p> <p>（①～⑤は、3%以上減少又は減少見込みが確実であることが必要）</p> <p>⑥ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者（セーフティネット保証5号）。</p> <p>⑦ 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく特例中小企業者であると認められた者（危機関連保証）。</p> <p>（※⑥、⑦いずれも本資金に係る既存借入金の本化・借換可能）</p> <p>B ふくしま復興特別資金 県内に事業所を有し、東日本大震災復興緊急保証の要件を満たすと認められ、以下の要件のいずれかを満たす中小企業者。</p> <p>① 東日本大震災による災害（地震・津波等）により当該事業所等に損害を受けた者。</p> <p>② 東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域の公示の際に当該区域内に事業所を有していた者。</p> <p>③ 最近3か月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。）が震災前の平成22年1月から平成23年2月までの同期に比して、10%以上減少している者。ただし、事業活動に震災の影響を受けた時期が平成23年4月以降である場合は、その影響を受ける直前の同期との比較を認める。（いずれも県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する証明書を要する）</p> <p>（※①～③要件のいずれかに該当する場合（責任共有制度を除く）保証協会の保証付き既存借入金の借換・一本化が可能）</p> <p>C 関税対策特別資金 県内に事業所を有し、米国の関税措置の影響を受け、最近1ヶ月の売上高、売上総利益又は営業利益のいずれかが、前年同期比5%以上減少している者。</p>

資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
運 転 ・ 設 備  本制度並びに国（協会）の 小口零細企業保証について、 既存借入金の本化・借換が できるものとする。	2,000万円  (運転・設備併用の場合 2,000万円以内)	運 転 7年以内 設 備 10年以内 (据置期間1年以内を含む) 特別小口保険分 5年以内	固定 2.0%以内	0.15~1.10
		一括又は分割		特別小口保険 0.90
運 転 ・ 設 備	A 外的変化対応資金 運 転 5,000万円 設 備 7,000万円 (運転・設備併用の 場合7,000万円)  保証対象A⑥、⑦に該 当する場合 運 転 5,000万円 設 備 5,000万円 (運転・設備併用の 場合5,000万円)  B ふくしま復興特別 資金 運 転 8,000万円 設 備 8,000万円 (運転・設備併用の 場合8,000万円)  C 関税対策特別資金 運 転 8,000万円 設 備 8,000万円 (運転・設備併用の 場合8,000万円)	A 外的変化対応資金 10年以内 (据置期間3年以内を含む)	A 外的変化対応 資金 変動 1.6%以内 固定 1.8%以内	A 外的変化対応 資金 0.35~1.35
		保証対象A⑥、⑦ 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	保証対象A⑥、⑦ 固定 1.6%以内	保証対象A⑥ 0.65 保証対象A⑦ 0.70
		B ふくしま復興特別資金 15年以内 (据置期間3年以内を含む)	B ふくしま復興 特別資金 固定 1.7%以内	B ふくしま復興 特別資金 0.50
		C 関税対策特別資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	C 関税対策 特別資金 変動 1.4%以内 固定 1.6%以内	C 関税対策特別資金 0.35~1.35
		分割		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称 略称・創設年月日	保証対象
ふくしま産業育成資金融資保証制度 ・平22.4.1	<p>県内に事業所を有する又は県外企業で県内に新たに事業所を設ける中小企業者で、次のいずれかに該当する者。</p> <p>A 県内育成枠</p> <p>国が定める「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表している者で下記の要件のいずれかを満たす者</p> <p>①〔業歴要件〕県内に本社機能を有し、県内での業歴が概ね5年以上の者。</p> <p>②〔認証要件〕次に定める認定等のいずれかを受けた者。</p> <p>ア. 福島県新事業分野開拓者認定</p> <p>イ. 健康経営優良法人認証</p> <p>ウ. ふくしま健康経営優良事業所認証</p> <p>エ. 消防団協力事業所認定</p> <p>③〔中心市街地要件〕中心市街地の商業地域内（商業地域が定められていない場合は近隣商業地域内）等で、商業施設等を所有若しくは賃借して営業を行っている者又は商業施設等の設置（取得又は賃借）をする者で、かつ、中心市街地の活性化に資するものとして協議会から事前に確認を受けた者。（業種指定あり）</p> <p>B 成長産業枠</p> <p>① 環境関連産業、再生可能エネルギー関連産業（再生可能エネルギーを活用した発電又は充電を含む）、輸送用機械・半導体関連産業、医療・福祉機器関連産業、ロボット関連産業又は航空宇宙関連産業に係る事業を行う者。</p> <p>② 農商工連携等の事業を行う者。</p> <p>③ 観光関連産業に係る事業を行う者。</p> <p>④ 次に定める計画等のいずれかについて承認・認定又は認証を受け、その事業を開始し、又は開始しようとする者。</p> <p>ア. 「経営革新計画」</p> <p>イ. 「地域経済牽引事業計画」</p> <p>⑤ 次に定める認証等のいずれかを受けた者。</p> <p>ア. JISQ9100</p> <p>イ. Nadcap</p> <p>ウ. ISO/TS16949</p> <p>⑥ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等作業を行う者。</p> <p>C 雇用促進枠</p> <p>新たな雇用を伴う事業計画を有し、次に掲げる者を対象とした求人により雇用期間の定めのない正規雇用として採用の内定を行った者。</p> <p>① 令和9年3月に県内の高等学校等（県立及び私立の全日制高等学校、定時制高等学校、通信制高等学校及び特別支援学校高等部並びに専修学校の高等課程をいう。）を卒業予定の者</p> <p>② 令和6年3月以降に県内の高等学校等を卒業した者</p> <p>③ 障がい者</p> <p>④ 外国人</p> <p>（※①～④いずれも雇用契約を履行済の場合は、申込み時点で継続雇用していること。）</p> <p>（※①～④いずれも内定後1年半以内の申込みとする。）</p> <p>D イノベーション・コースト枠</p> <p>県内対象市町村（15市町村）に事業所を有する中小企業者（対象市町村に進出予定者を含む）でイノベーション・コースト構想に関連する事業を行う者。</p> <p>E カーボンニュートラル枠</p> <p>県内に事業所を有する、かつカーボンニュートラルに係る事業計画書を提出した中小企業者。</p> <p>F 女性活躍応援枠</p> <p>「ふくしま女性活躍応援宣言」の賛同企業として登録されており、女性活躍に係る取組について、次の認定・認証を受けている者。</p> <p>① 「福島県次世代育成支援企業認証」</p> <p>② 「えるぼし認定」</p> <p>③ 「くるみん認定」</p> <p>G 賃上げ促進枠</p> <p>直近決算期と比較して従業員にかかる人件費（給与、賃金＋賞与）が2.5%以上増加している者。（直近決算が前年度決算から既に2.5%増加している者も対象）</p> <p>※直近の月次試算表等で、前年同月との比較で増加を確認することも可とする。</p>

資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
運転・設備	5,000万円 (運転・設備併用の場合 5,000万円以内)	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	保証対象A 固定 1.6%以内	保証対象 A、B、E、F及びG 0.35～1.35
		保証対象A③に該当する場合、再生可能エネルギーを活用した発電又は充電に関する事業を行う者については、15年以内 (据置期間1年以内を含む)		
ただし、Eに該当する場合には、カーボンニュートラルに向けた取り組みに必要なものに限る。 (運転資金についてはカーボンニュートラル分野の研究開発に取り組もうとするものに限る。設備資金においては土地取得費を除く。また県内設置に限る。)	保証対象A③に該当する場合 運転 5,000万円 設備 1億円 市町村長特認 運転 8,000万円 設備 2億円	保証対象A③に該当する場合、不動産を取得し、かつ、これに担保権を設定するものは、15年以内 (据置期間1年以内を含む)	保証対象BからG 固定 1.4%以内	保証対象C及びD 0.05～1.05
		F②、③に該当する場合、設備資金に限り15年以内 (据置期間1年以内を含む)	保証対象F ① 固定 1.4%以内	経営革新関連保証制度ほか、要綱に定める保証制度を利用した場合 0.65
		分割 1年以内は一括も可	保証対象F ②③ 固定 1.3%以内	

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称 略称・創設年月日	保証対象
福島県事業再生資金融資保証制度 ・平23.4.1	<p>① 福島県中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合（再生ファンド）、株式会社整理回収機構、株式会社地域経済活性化支援機構、福島県産業復興相談センター又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構のいずれかの支援を受けて、再生計画の策定又は実行に取り組む者、又は再生計画に基づく事業再生により事業等を承継する者（再生計画の期間終了後3年以内とする。）</p> <p>② 民事再生法に基づく再生計画又は会社更生法に基づく更生計画の許可を受けて、再生計画等の実行に取り組む者、又は再生計画等に基づく事業再生により事業を承継する者（再生計画等の期間終了後3年以内とする。）</p> <p>③ 中小企業経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画の実行に取り組む者。</p> <p>※事業再生保証制度、事業再生円滑化関連保証制度の要件を満たす場合は、併用できる。</p>
ふくしま事業承継資金融資保証制度 ・平31.4.1	<p>A 一般枠</p> <p>① 県内に事業所を有する中小企業者で、事業承継を行おうとする者又は承継後5年未満の者。</p> <p>② 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた県内に事業所を有する中小企業者、法人の代表者個人、又は他の中小企業者の事業を承継しようとする個人（個人事業主に該当せず、かつ、法人の代表者でないもの）。</p> <p>B 無保証人枠</p> <p>① Aを満たす者で、融資にあたり経営者保証を付さないことを条件とするもの。</p> <p>② 事業承継特別制度に定める次のア又はイに該当し、かつ、ウに該当する中小企業者。</p> <p>ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る）から3年以内に保証申込を行うものに限る。</p> <p>ア. 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。</p> <p>イ. 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。</p> <p>ウ. 次の(ア)から(イ)までに定める全ての要件を満たすこと。なお、(ア)から(ウ)までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(イ)については、信用保証協会への申込日（注1）に満たしていることを要するものとする。</p> <p>(ア)資産超過であること</p> <p>(イ)EBITDA有利子負債倍率（注2）が10倍以内であること</p> <p>(ウ)法人・個人の分離がなされていること</p> <p>(イ)申込日において返済緩和している借入金がなく</p> <p>（注1）申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>（注2）EBITDA有利子負債倍率 =（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）</p>

資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 （年率％）
		返済方法		
<p>運転・設備</p> <p>事業再生に必要な範囲において、既存借入金の借換、既往債務の弁済費用を対象に含めることができるものとする。ただし、保証付き借入金以外の借入金については、信用保証協会が定める対象の範囲内とする。</p>	<p>5,000万円 （運転・設備併用の場合は5,000万円以内）</p>	<p>10年以内 （据置期間1年以内を含む）</p>	<p>固定 2.6%以内</p>	<p>0.35～1.35</p> <p>事業再生保証制度併用 2.10</p> <p>事業再生円滑化関連保証制度併用 1.66</p>
		<p>分割</p>		
<p>運転・設備</p> <p>保証対象Bについては、保証付き既存借入金の借換・一本化ができるものとする。</p>	<p>1億円 （運転・設備併用の場合は1億円以内）</p> <p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を受けた者</p> <p>2億円 （運転・設備併用の場合は2億円以内）</p>	<p>10年以内 （据置期間1年以内を含む）</p> <p>ただし、保証対象Aについて中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による認定を受けた者の資金使途が設備のみの場合は15年以内（据置1年以内を含む。ただし、要綱の別表に定める経営承継関連保証制度を利用する場合を除く）</p>	<p>固定 1.4%以内</p>	<p>0.05～1.05</p> <p>事業承継特別保証制度の要件を満たすもの 0.20～1.15</p> <p>上記条件を満たすもので専門家から事業の承継に係る計画及び内務内容その他の経営の状況に関する全ての項目について確認を受けた中小企業者 0.00</p> <p>要綱に定める別表の特定経営承継準備関連保証制度を利用する場合 0.55</p>
		<p>分割 1年以内は一括も可</p>		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象
福島県経営力強化保証制度 ・令7.4.1	県内に事業所を有する中小企業者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者。
オールふくしま経営支援対応資金 融資保証制度 ・平28.4.1	県内に事業所を有する中小企業者で、オールふくしま経営支援事業を活用して策定された支援方針に基づいて経営改善に取り組む者。

資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)
		返済方法		
運転・設備	運転 5,000万円 設備 5,000万円 (運転・設備併用の場合は5,000万円以内)  経営安定関連保証(5号)については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.35~1.25  財務諸表が無い場合 0.85  セーフティネット保証 5号 0.55
		分割 1年以内は一括も可		
運転・設備	運転 5,000万円 設備 1億円 (運転・設備併用の場合は1億円以内)	15年以内 (据置期間1年以内を含む)	固定 1.6%以内	0.05~1.05

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

# 市町村制度

保証制度名称・創設年月日	保証対象象
福島市中小企業一般融資制度 (合理化) ・昭42.4.1	<p>A 一般枠 原則として1年以上市内に住所を有し(1年以上市内に住所を有する個人事業主が市内において法人化した場合を含む。)、同一事業を引き続き1年以上営み、その経営が健全で、かつ、市税の未納がない中小企業者。</p> <p>B 震災特別枠(融資申込期限 令和9年3月31日申込分まで) 平成23年東日本大震災又は福島第一原子力発電所事故により事業活動に影響を受け、原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を引き続き1年以上営み、市税の未納がない中小企業者で次のいずれかに該当するもの。 ① 震災等により事業用資産の罹災証明書の交付を受けたもの。 ② 最近3か月間の売上高等が、震災の影響を受ける直前の同期に比して5%以上減少しているもの。</p>
福島市中小企業ゼロカーボン資金融資制度 ・令5.4.1	<p>原則として1年以上市内に住所を有し(1年以上市内に住所を有する個人事業主が市内において法人化した場合を含む。)、同一事業を引き続き1年以上営み、その経営が健全で、かつ、市税の未納がない中小企業者に対する次の資金。</p> <p>(1) 開発資金枠 ① 再生可能エネルギー設備及び付随する製品 ② 省エネルギー設備及び付随する製品 ③ 蓄エネルギー設備及び付随する製品 ④ 省エネルギー又は省資源化に資する製品 ⑤ その他</p> <p>(2) 導入資金枠 ① 再生可能エネルギー設備 ② 省エネルギー設備 ③ 蓄エネルギー設備 ④ 省エネルギー又は省資源化に資する製品 ⑤ 次世代自動車又は充電設備等 ⑥ その他</p>
二本松市中小企業経営合理化資金融資制度 (合理化) ・昭46.4.1	原則として1年以上市内に居住し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、市税を納入している中小企業者。
伊達市中小企業振興資金融資制度 (伊達振興) ・平18.1.1	1年以上市内に居住し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、市税を納入した商工業者を原則とする。
国見町中小企業経営合理化資金 (合理化) ・昭53.6.1	原則として1年以上町内に居住し、現に同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、町税及びその他の町納付金について現に滞納していない商工業者。
川俣町中小企業経営合理化資金 (合理化) ・昭44.4.1	原則として1年以上町内に居住し、現に同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、町税を納入した商工業者。

資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (年率%)	保証 料 補助
		返済方法			
運転・設備	A 一般枠 2,000万円	A 一般枠 運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)	A 一般枠 5年以内 固定年2.0%以内 5年超10年以内 固定年2.1%以内 10年超15年以内 固定年2.4%以内	0.45~1.90	有
	B 震災特別枠 3,000万円	B 震災特別枠 運転 10年以内 設備 10年以内 (据置期間2年以内を含む)	B 震災特別枠 固定年1.7%以内		
		分割 1年以内は一括も可			
(1)に定める設備等の開発又は開発済み製品の販売促進に必要な運転資金及び付帯する設備資金	開発資金枠 5,000万円	開発資金枠 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	開発資金枠 固定年1.5%以内	0.45~1.90	有
	導入資金枠 5,000万円	導入資金枠 15年以内 (据置期間1年以内を含む)	導入資金枠 5年以内 固定年1.6%以内 5年超10年以内 固定年1.7%以内 10年超15年以内 固定年2.0%以内		
(2)に定める設備等の導入に必要な設備資金及び付帯する運転資金		ただし1企業の利用限度額は開発資金枠及び導入資金枠を合わせて5,000万円	分割 1年以内は一括も可		
運転・設備	運転 1,500万円 設備 3,000万円 (ただし、併用の場合3,000万円)	10年以内	5年以内 年2.7%以内 5年超7年以内 年2.8%以内 7年超10年以内 年2.9%以内	0.45~1.90	有
			分割 1年以内は一括も可		
運転・設備	1,000万円	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関特約利率	0.45~1.60	有
		分割 1年以内は一括も可			
運転・設備	運転 500万円 設備 700万円 (ただし、併用の場合1,200万円)	運転 7年以内 設備 10年以内	金融機関特約利率	0.45~1.60	有
			分割 1年以内は一括も可		
運転・設備	運転 1,000万円 設備 2,000万円 (ただし、併用の場合2,000万円)	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関特約利率	0.15~1.60	有
			分割 1年以内は一括も可		

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称・創設年月日	保証対象
桑折町中小企業経営合理化資金(合理化) ・平3.5.20	原則として1年以上町内に居住又は事業所を有し、かつ、同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、町税を完納している者。
本宮市中小企業経営合理化資金保証融資制度(合理化) ・平19.1.1	原則として1年以上市内に居住し、同一事業を1年以上営み、市税を完納している中小企業者。
大玉村中小企業経営合理化資金保証融資制度(合理化) ・昭53.11.1	原則として1年以上村内に居住し、同一事業を1年以上営み、村税を納入している中小企業者。
須賀川市中小企業経営合理化資金保証融資制度(合理化) ・昭48.4.1	原則として1年以上市内に居住し、同一事業を1年以上営み、かつ、市税を完納している中小企業者。
田村市中小企業経営合理化資金保証融資制度(合理化) ・平17.3.1	原則として1年以上市内に居住し、同一事業を1年以上営み、かつ、市税を完納している中小企業者。または、市内で開業等を行うための事業計画を有し、市及び市が指定する機関から支援を受け、新たに事業を開始(開業後5年以内含)する者。
鏡石町経営合理化資金保証融資制度(合理化) ・昭53.4.1	1年以上町内に居住し、同一事業を1年以上継続して営み、かつ、町民税を納入した中小企業者。
石川町中小企業経営合理化資金保証融資制度(合理化) ・昭53.4.1	原則として1年以上町内に居住し、同一事業を1年以上営み、かつ、町税を納入した中小企業者。
玉川村中小企業経営合理化資金保証融資制度(合理化) ・平6.4.1	原則として1年以上村内に居住し、同一事業を1年以上営み、村税を完納している中小企業者。
三春町中小企業経営合理化資金保証融資制度(三合) ・平2.4.1	原則として1年以上町内に居住し、同一事業を1年以上営み、かつ、町税を完納している中小企業者。
小野町中小企業経営合理化資金保証融資制度(小野中) ・昭60.4.1	原則として1年以上町内に居住し、同一事業を1年以上営み、かつ、町税を完納している中小企業者。

資金使途	保証限度額	保証期間 返済方法	貸付利率	信用保証料率 (年率%)	保証料補助
運転・設備	1,200万円	10年以内 (据置期間6か月以内を含む) 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
運転・設備	1,000万円	10年以内 (設備は、据置期間6か月以内を含む) 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.15~1.60	有
運転・設備	500万円	運転 5年以内 設備 7年以内 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
運転・設備	1,000万円	運転 10年以内 設備 10年以内 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
運転・設備	1,500万円 ただし、創業関連を利用 する場合は2,000万円	10年以内 (設備は、据置期間6か月以内を含む) 原則毎月の分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.05~1.10 創業関連保証の場合 0.00%	有
運転・設備	運転 750万円 設備 1,000万円 (ただし、併用の場合1,000万円)	運転 5年以内 設備 7年以内 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.15~1.60	有
運転・設備	1,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内 (設備は、据置期間1年以内を含む) 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.35~0.65	有
運転・設備	1,500万円	10年以内 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.40~1.55	有
運転・設備	1,500万円	10年以内 原則毎月の分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.15~1.60	有
運転・設備	500万円	5年以内 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.60	有

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称 略称・創設年月日	保証対象象
白河市中小企業経営 合理化資金保証融資制度 (合理化) ・昭48.11.1	1年以上市内に居住し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、市税を納入している会社及び個人。
白河市創業支援資金融資制度 (創業) ・平27.5.1	(1) 市民税を滞納していないこと。 (2) 事業計画が適当であると市長が認めるものであること。 (3) 福島県信用保証協会の保証対象となり、かつ、代位弁済を受けていないこと。 (4) 金融機関からの取引停止を受けていないこと。 (5) 金融機関、白河商工会議所、市内の商工会又は一般社団法人産業サポート白河が実施する創業塾、経営指導等の支援を受けていること。
浅川町中小企業経営 合理化資金融資制度 (浅中) ・昭60.4.1	1年以上町内に居住し、同一事業を引き続き1年以上営み、その経営が健全で、かつ、町税を完納している中小企業者。
棚倉町商工業者経営 合理化資金保証融資制度 (合理化) ・昭53.5.1	<一般枠> 原則として1年以上町内に居住し、同一事業を1年以上営み、町税を完納している商工業者。 <創業支援枠> 町内に住所を有し、町内において新たに事業を開始しようとする者(開業後1年内含)で、町税を完納し、創業支援事業計画に基づく支援を受けた者。
矢祭町商工業経営 合理化資金融資制度 (合理化) ・昭55.6.2	<一般枠> 1年以上町内に居住し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、町税を完納している商工業者。 <新型コロナウイルス感染症関連枠> 令和2年1月29日以降の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商工業者のうち、1年以上町内に居住し、同一事業を引き続き1年以上営み、その経営が健全で、かつ、町税を完納しており、かつ、次のア、イのいずれかに該当すること。 ア. 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の事由により町長が認めた特定中小企業者 イ. 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の事由により町長が認めた特定中小企業者
鮫川村商工業経営合理化資金 (合理化) ・昭52.4.1	1年以上村内に居住し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、村税及び県税等を完納している商工業者。
矢吹町中小企業経営 合理化資金保証融資制度 (合理化) ・昭51.4.1	次の各号に掲げる要件を備えた中小企業者である会社及び個人。 (1) 1年以上町内に居住し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、別の定めるところにより、町税等を滞納していないことが確認できること。 (2) 町内において新たに事業を開始しようとする者又は新たに事業を開始して1年以内の者であり、町の創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受け、町から証明書を発行され、かつ、別の定めるところにより、町税等を滞納していないことが確認できること。

資金使途	保証限度額	保証期間 返済方法	貸付利率	信用保証料率 (年率%)	保証料 補助
運転・設備	運転 1,000万円 設備 (運転と併用含む) 2,000万円	10年以内 (据置期間1年以内を含む) 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.35~1.30	有
運転・設備	運転 500万円 設備 (運転との併用含む) 1,000万円	運転 5年以内 (据置期間 1年以内を含む。) 設備 (運転資金を併用した 場合を含む。) 10年以内 (据置期間 1年以内を含む。) 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
運転・設備	500万円	7年以内 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.15~1.60	有
運転・設備	<一般枠> 1,000万円 <創業支援枠> 500万円	10年以内 (据置期間1年以内を含む) 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
運転・設備	<一般枠> 500万円 <新型コロナウイルス感染症関連枠> 1,000万円 (ただし、併用の場合1,000 万円)	<一般枠> 5年以内 <新型コロナウイルス感染症関連枠> 10年以内 (据置期間1年以内を含む) 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	<一般枠> 0.45~1.90 ア 0.80 イ 0.75	有
運転・設備	500万円	5年以内 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
運転・設備	1,000万円	10年以内 (据置期間を含む) 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	(1) 0.23~0.95 (2) 創業関連保証 の場合 0.00	有

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象
西郷村中小企業経営 合理化資金融資制度 (合理化) ・昭50.9.10	<p>&lt;一般枠&gt; 1年以上村内に居住し、同一事業を引き続き1年以上営み、その経営が健全で、かつ、村税を納入している中小企業者。</p> <p>&lt;創業支援枠&gt; 村内において新たに事業を開始しようとする者（開業後5年以内含）で、村税を完納し、創業支援事業計画に基づく支援を受け、村から証明書を発行された者。</p>
中島村中小企業経営 合理化資金融資制度 (合理化) ・昭62.4.1	1年以上村内に居住し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、村税を完納している中小企業者。
泉崎村中小企業経営 合理化資金融資制度 (合理化) ・昭62.9.1	1年以上村内に居住し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、村税を完納している中小企業者。

資金使途	保証限度額	保証期間 返済方法	貸付利率	信用保証料率 (年率%)	保証料 補助
運転・設備	<p>&lt;一般枠&gt; 1,000万円</p> <p>&lt;創業支援枠&gt; 500万円</p> <p>本制度におけるコロナウ イルス感染症関連枠（令 和5年3月末廃止）を含 め、本制度融資合計は 1,000万円以内</p>	<p>&lt;一般枠&gt; 運転 7年以内 設備 10年以内 (設備は、据置期間を含む) &lt;創業支援枠&gt; 10年以内 (据置期間1年以内を含む)</p> <p>分割 1年以内は一括も可</p>	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
運転・設備	500万円	<p>7年以内 (設備は、据置期間を含む)</p> <p>分割 1年以内は一括も可</p>	金融機関特約利率	0.35~1.40	有
運転・設備	500万円	<p>7年以内 (設備は、据置期間1年以内 を含む)</p> <p>分割 1年以内は一括も可</p>	金融機関特約利率	0.20~1.35	有

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称 略称・創設年月日	保証対象
会津若松市中小企業 未来資金保証融資制度 (市未来) ・平11.4.1	① 市内で同一事業を1年以上営み、市税を完納している中小企業者。もしくは、事業転換、新たな分野への進出又は事業化を行おうとする者で、市長の認定を受けた中小企業者。 ② ①の要件を満たし、セーフティネット保証制度を併用できる中小企業者。 ③ ①の要件を満たし、東日本大震災復興緊急保証制度を併用できる中小企業者。 (③は取扱期間令和9年3月31日まで)
喜多方市中小企業 振興資金融資制度 (喜振) ・昭46.4.1	① 一般枠 主たる事業所を1年以上市内に有し(個人にあっては、住所を1年以上市内に有し)同一事業を1年以上営み、市税を滞納していない中小企業者。 ② セーフティネット保証枠(取扱期間令和9年3月31日まで) 主たる事業所を1年以上市内に有し(個人にあっては、住所を1年以上市内に有し)同一事業を1年以上営み、市税を滞納していない中小企業信用保証法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者。 ③ 新規創業枠 市内で新たに事業を開始しようとする者又は、開業して1年以内の者であって、主たる事業所を市内に有し(事業を開始しようとする者)にあっては主たる事業所を市内に設置する見込みであること)市税を滞納していないもの。
南会津町信用保証 振興資金融資制度 (南会振興) ・平18.3.20	町内に居住し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者で、借入計画が適当であると認められ、町税を完納しているもの。
下郷町中小企業 振興資金融資制度 (下振) ・昭59.4.1	1年以上町内に居住し、現に同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、町税を完納している中小企業者。
只見町中小企業長期振興資金 融資保証制度 (只振) ・昭48.4.10	① 町内に事業所を有し、引き続き1年以上の事業を営み、かつ、町内に居住する中小企業者であって、経営内容からして返済能力が確実であると認められるもの。 ② 町の開発事業に関連する新たな事業を始めようとする者、又は、町の活性化やふるさとおこしに役立つ事業であると認められる者で、町内に居住するものであって、返済能力が確実であると認められ町県民税を納入したものの。 ③ 中小企業信用保証法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者。 (③は取扱期間令和9年3月31日まで)
猪苗代町中小企業経営 長期安定資金融資制度 (猪安) ・昭50.5.1	町内に事業所を有し、同一事業を1年以上営み町税を完納している者で次のいずれかに該当する中小企業者。 ① 事業計画が妥当であると認められるもの。 ② この要綱に基づく借入金を利用し、かつ、この要綱に基づく借入金の借換及び一本化による資金繰りの緩和並びに新たな運転資金の確保を図ることによって、財務体質の改善が期待されるもの。
猪苗代町創業者 支援資金融資制度 (猪創) ・平9.12.15	町内で新たに事業を開始しようとする者。(開業して1年以内の者も含む。)又は、新分野への進出若しくは事業転換をしようとする者であって、事業の着手が客観的に明らかであり、許認可等が必要な場合取得しているか、又は、取得が確実であり、事業計画が妥当と認められる中小企業者で、要綱で定める要件に該当するもの。

資金使途	保証限度額	保証期間 返済方法	貸付利率	信用保証料率 (年率%)	保証料 補助
運転・設備	2,000万円	運転 10年以内 設備 10年以内 (据置期間3年以内を含む)  分割	期間5年以内 年2.2%以内 期間5年超7年以内 年2.3%以内 期間7年超10年以内 年2.4%以内 セーフティネット保証制度、東日本大震災復興緊急保証制度併用の場合 期間5年以内 年1.7%以内 期間5年超7年以内 年1.8%以内 期間7年超10年以内 年1.9%以内	0.45~1.90 セーフティネット 1~4、6号 0.80 セーフティネット 5、7、8号 0.75 東日本大震災 0.70	有
運転・設備	① 一般枠 運転資金 2,000万円 設備資金 2,000万円 (ただし、併用の場合2,000万円) ② セーフティネット保証枠 運転資金 2,000万円 設備資金 2,000万円 (ただし、併用の場合2,000万円) ③ 新規創業枠 運転資金 800万円 設備資金 800万円 (ただし、併用の場合800万円) *ただし、一般枠、新規創業枠、セーフティネット保証枠の合計は3,000万円	①、③ 10年以内  ②10年以内 (据置期間2年以内を含む)  分割 1年以内は一括も可	① 年2.6%以下  ② 年2.0%以下  ③ 年2.7%	①、③ 0.45~1.90  ②の場合 0.75	有
運転・設備	1,000万円	10年以内  分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
運転・設備	500万円	運転 7年以内 設備 10年以内  分割 1年以内は一括も可	年2.0%以内	0.225~0.95	有
運転・設備	2,000万円	10年以内 (据置期間1年以内を含む)  分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.15~1.60  ③の場合 0.75	有
運転・設備	1,000万円	10年以内  分割 1年以内は一括も可	年2.8%以内	0.45~1.90	有
運転・設備	運転 500万円 設備 1,000万円 (ただし、併用の場合1,000万円)	運転 7年以内 設備 10年以内 (据置期間2年以内を含む)  分割 1年以内は一括も可	年2.8%以内	0.45~1.90	有

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称 略称・創設年月日	保証対象
西会津町中小企業 振興資金保証融資制度 (西振) ・昭59.4.1	原則として1年以上町内に居住し、現に同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、町税を納入した中小企業者。
磐梯町中小企業 振興資金保証融資制度 (磐振) ・昭60.4.1	町内に居住し、同一業種を1年以上営み、町税を完納し、かつ、事業計画が妥当であると認められる中小企業者。
北塩原村中小企業 振興資金保証融資制度 (北振) ・昭51.7.30	① 村内に事業所を有する中小企業者であって、原則として1年以上の事業を営み、納税を完納し、かつ、経営内容からして返済能力が確実であると認められるもの。 ② 北塩原村商工会の経営指導を受け北塩原村商工会長の推薦を受けたもの。
会津坂下町中小企業経営 長期安定資金保証融資制度 (坂安) ・昭49.4.1	町内に居住し、同一業種を引き続き1年以上営み、町税を完納し、かつ、事業計画が妥当であると認められる中小企業者。
柳津町中小企業 振興資金保証融資制度 (柳振) ・昭53.4.1	1年以上町内に居住し、同一事業を1年以上営み、かつ、町税を完納し、商工会員として所定の会費を完納し、事業計画が妥当であると認められる中小企業者。
湯川村中小企業 振興資金保証融資制度 (湯振) ・昭53.4.1	1年以上村内に居住し(事業所を有し)、かつ、村税を完納している中小企業者。
会津美里町中小企業 振興資金保証融資制度 (会美振興) ・平17.10.1	<一般枠> 町内に居住し、同一業種を1年以上営み、町税を完納している中小企業者で、事業計画が妥当であると認められるもの。 <創業支援枠> 町内に事業所を設立(開業後1年以内を含む)し、町税を完納している中小企業者で、事業計画が妥当であると認められ法の規定による証明を受けている者。
金山町中小企業経営 合理化資金保証融資制度 (合理化) ・昭50.7.1	1年以上町内に居住し、現に同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、町税を完納している中小企業者。
三島町中小企業 振興資金保証融資制度 (三振) ・昭50.12.1	1年以上町内に居住し、現に同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、町税を完納している中小企業者。
昭和村中小企業振興 資金保証融資制度 (昭振) ・昭50.8.1	1年以上村内に居住し、同一事業を1年以上営み、かつ、村税を完納した中小企業者。

資金使途	保証限度額	保証期間 返済方法	貸付利率	信用保証料率 (年率%)	保証 料補 助
運転・設備	1,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内 (設備は、据置期間 1年以内を含む) 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.90	無
運転・設備	300万円	5年以内 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.15~1.60	有
運転・設備	500万円	7年以内 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.15~1.60	有
運転・設備	2,000万円	10年以内 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
運転・設備	500万円 (令和9年3月31日までは 特例として1,000万円)	7年以内 (令和9年3月31日までは 特例として10年以内) 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
運転・設備	500万円	7年以内 (据置期間6か月以内を含む) 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
運転・設備	2,000万円	15年以内 (据置期間1年以内を含む) 分割 1年以内は一括も可	年2.4%以内	0.15~1.60	有
運転・設備	700万円	運転 7年以内 設備 10年以内 (据置期間1年以内を含む) 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
運転・設備	500万円	7年以内 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
運転・設備	500万円	運転 5年以内 設備 7年以内 (設備は、据置期間 1年以内を含む) 分割 1年以内は一括も可	金融機関特約利率	0.15~1.60	有

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称・創設年月日	保証対象象
いわき市中小企業融資制度 (い 中) ・昭43.7.1	1年以上市内に居住し、同一事業を1年以上営み、市税を完納している中小企業者。
いわき市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度 (い 況) ・昭53.4.1	1年以上市内に居住し、引き続き同一事業を1年以上営み、市税を完納し、以下のいずれかに該当するもの。 ① 最近3か月間の売上高が前年同期より5%以上減額していること。 ② 最近3か月の営業損益が営業損失となっていること。 ③ 倒産関連企業として市長が認めたもの。 ④ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の事由に該当し市長の認定を受けたもの。
いわき市無担保無保証人融資制度 (いわき無担保) ・令2.4.1	1年以上市内に居住し、同一事業を1年以上営む小規模事業者で、市民税の所得割の規定による障害者控除額、高齢者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより、所得割の税額がなくなった者は均等割、法人の場合は法人税割について完納しており、本制度以外の協会付融資を受けていない中小企業者。
いわき市創業者支援融資制度 (いわき市創業) ・令2.4.1	(1) 市内に住所を有していること。 (2) 市税を完納していること。 (3) 次のいずれかに該当するものであること。 ア. 法律に基づく資格を有し、かつ、その資格に基づく事業を新たに開始しようとする者又は開始したもの。 イ. 同一事業の勤務年数又は同一事業の従事年数が3年以上で、その経験を有する事業を新たに開始しようとするもの又は開始したもの。 ウ. 借入金額以上の自己資金を有しているもの。 (4) 市内において事業に着手していることが客観的に明らかであること。 (5) 許認可等を要する事業にあっては、当該許認可等を取得しているか、又は取得することが確実であると認められること。 (6) 創業計画又は事業計画が適当であると認められること。

資金使途	保証限度額	保証期間 返済方法	貸付利率	信用保証料率 (年率%)	保証料補助
運転・設備	3,000万円	10年以内 (据置期間2年以内を含む)	年2.20%以内	0.32~1.33	有
		原則分割			
運転・設備	3,000万円	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	年2.05%以内	0.45~1.90	有
		原則分割		④の場合 0.75	
運転・設備	2,000万円	5年以内 (据置期間6か月以内を含む)	年2.15%以内	0.90	有
運転・設備	2,000万円	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	年2.45%以内	0.45~1.90	有
		原則分割			

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

保証制度名称・創設年月日	保証対象
南相馬市中小企業振興資金制度 ・平18.1.1	市内に事業所を有し、同一事業を1年以上営み、市税を完納している中小企業者である個人又は法人。
相馬市中小企業合理化資金融資制度(相中) ・昭48.5.16	1年以上市内に居住し、現に同一事業を1年以上営み、市税を完納している中小企業者。
相馬市公共事業関連融資制度(相公) ・昭54.4.1	1年以上市内に居住し、現に同一事業を1年以上営み、市税を完納している中小企業者で、市の公共事業の影響を受けているもの及び市長が特に必要と認めたもの。
富岡町中小企業融資制度(富中小) ・昭56.4.1	町内に1年以上居住し、現に同一事業を1年以上営み、町税を完納している者で事業計画が妥当であると認められるもの。
浪江町中小企業振興資金制度 ・昭53.7.1	町内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営み、かつ、町税を完納している中小企業者である個人又は法人。
双葉町中小企業振興資金制度(双中) ・昭52.12.20	町内に居住し、同一事業を引き続き1年以上営み、町税を完納している中小企業者。
新地町商工業振興資金制度(新商) ・昭54.4.1	町内に居住し、同一事業を引き続き1年以上営み、借入計画が適当であると認められ、町税を完納しているもの。

資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率(年率%)	保証料補助
		返済方法			
運転・設備	1,000万円	運転 10年以内 (据置期間1年以内を含む) 設備 10年以内 (据置期間2年以内を含む)	期間5年以内 年2.0% 期間5年超7年以内 年2.1% 期間7年超10年以内 年2.2%	0.45~1.90	有
		分割 1年以内は一括も可			
運転・設備	500万円	5年以内 (設備は、据置期間1年以内を含む)	金融機関特約利率	0.45~1.60	有
		原則分割			
運 転	300万円	5年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
		原則分割			
運転・設備	1,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内 (設備は、据置期間1年以内を含む)	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
		分割 1年以内は一括も可			
運転・設備	1,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内 (設備は、据置期間1年以内を含む)	金融機関特約利率	0.45~1.90	有
		分割 1年以内は一括も可			
運転・設備	500万円	運転 5年以内 設備 7年以内 (設備は、据置期間1年以内を含む)	金融機関特約利率	0.15~1.60	有
		分割 1年以内は一括も可			
運転・設備	1,000万円	7年以内 (設備は、据置期間1年以内を含む)	金融機関特約利率	0.15~1.60	有
		分割 1年以内は一括も可			

※ 信用保証料の割引適用については【信用保証料率一覧表】にてご確認ください。

この他にも以下のような中小企業の皆様のニーズに応じた各種保証制度があります。  
制度概要や利用条件等につきましては、当協会ホームページをご覧ください。

## その他の信用保証制度一覧

＜協会制度＞	
○公害防止保証制度	○予約保証制度
○一括支払契約保証制度	○自主廃業支援保証制度
＜国の施策による特別保証＞	
○労働力確保法関連保証制度	○特定信用状関連保証制度
○中小小売商業振興法関連保証制度	○農工商等連携事業関連保証制度
○伝統的工芸品関連保証制度	○農工商等連携支援保証制度
○地域伝統芸能等関連保証制度	○商店街活性化事業関連保証制度
○流通業務総合効率化関連保証制度	○商店街活性化支援関連保証制度
○小規模事業者関連保証制度	○特定連携事業関連保証制度
○中心市街地商業等活性化関連保証制度	○経営力向上関連保証制度
○中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証制度	○経営承継関連保証制度
○特定新技術事業活動関連保証制度	○特定経営承継関連保証制度
○周辺地域整備関連保証制度	○事業承継サポート保証制度
○振興事業関連保証制度	○地域経済牽引事業関連保証制度
○再挑戦支援保証制度	○地域経済牽引事業支援保証制度
○事業再生保証制度	○商店街活性化促進事業関連保証制度
○事業再生円滑化関連保証制度	○先端設備等導入関連保証制度

○情報処理支援関連保証制度
○経営承継準備関連保証
○特定経営承継準備関連保証
○技術等情報漏えい防止措置関連保証制度
○社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証制度
○事業継続力強化関連保証制度
○連携事業継続力強化関連保証制度
○情報処理システム運用・管理関連保証制度
○特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証制度
○経営承継借換関連保証制度
○特定連携事業継続力強化関連保証制度
○受託中小企業取引機会創出事業関連保証制度
○農林水産物・食品輸出促進支援関係保証制度
○供給確保関連保証制度

## その他保証制度

## 協会制度

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (%)
				返済方法		
公害防止保証制度 (公害) ・昭46.5.1	県内に事業所を有し、原則として1年以上の事業実績を有する中小企業者であって、協会の申請により知事又は経済産業局長の認定を受けたもの。	運転・設備	個人・法人 5,000万円 組合 1億円	必要と認められる期間	金融機関の 所定利率	1.15
一括支払契約保証制度 ・平20.10.1	中小企業者の支払債務を保証するもので、対象となる被保証債務は、中小企業信用保険法第3条の11第1項に基づく特定支払債務のうち、対象金融機関が申込人に対する売掛金債権等を有する事業者(以下「納入企業」という。)から当該売掛金債権等の譲受けその他の行為に基づいて、当該売掛金債権等の支払期日より前に納入企業に対して金銭を支払うことにより負担することとなる債務とする。		10億円 保証割合は融資額の70%以下 (割合保証) 保証形式 根保証	1年以内	金融機関の 所定利率	0.50~2.20に保証 割合を乗じた率
予約保証制度 ・平21.2.9	① 同一事業の業歴が3年以上あること。 ② 申込金融機関との与信取引が1年以上あること。 ③ 保証申込直前期の決算におけるCRDに基づく保証料区分が2区分以上であること。 なお、貸借対照表及び損益計算書がない者、金融機関からの借入で連帯債務形式による場合、事業開始後初年度のため決算書の作成がないものは保証対象外とする。	運転・設備	2,000万円	5年以内	金融機関の 所定利率	0.60~1.90
自主廃業支援保証制度 ・平30.4.1	現在事業を行っている中小企業者であって、以下に掲げる要件を全てみたすもの。 ① 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 ② 直近決算が実質的に債務経過でなく、完済が求められる債務について事業精算により完済が見込めること。 ③ バンクミーティング等により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの。	廃業計画の実施に 必要となる事業資金	3,000万円	1年以内 (かつ、終期は解散予定日 より前)	金融機関の 所定利率	0.45~1.90
				一括又は分割		

その他保証制度

国の施策による特別保証 協会一般制度の保証限度額とは別枠で利用できます。

《》内は根拠法律

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (%)
				返済方法		
労働力確保法関連保証制度 (労働確保) ・平4. 1. 17	労働力を確保するため中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進するため、知事の認定を受けた改善計画に従って改善事業を実施する事業共同組合等又はその構成員たる中小企業者。 《中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律》	運転・設備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.75
				分割		小口特別保険 0.90
中小小売商業振興法関連保証制度 (小売商業、商店整備) ・平4. 1. 17	① 中小小売商業関連特例(小売商業) 中小小売商業振興法(小振法)に基づく高度化事業計画について経済産業大臣の認定を受けた中小企業者であって、当該認定計画に基づく高度化事業を実施するもの。  ② 商店街整備等支援関連特例(商店整備) 中小小売商業振興法(小振法)に基づく商店街整備等支援計画について経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人等(※1)。  (※1) ・一般社団法人は社員総会における議決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの。 ・一般社団法人は設立に際して拠出された財産の価額の1/2以上が中小企業者により拠出されているもの。 《中小小売商業振興法》	設備	個人・法人 2億8,000万円 一般社団法人等 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	15年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	小売商業 0.75
				分割		商店整備 1.15  小口特別保険 0.90
伝統的工芸品関連保証制度 (工芸支援) ・平6. 2. 10	伝統的工芸品支援計画について経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人等(※1)  (※1) ・一般社団法人は社員総会における議決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの。 ・一般社団法人は設立に際して拠出された財産の価額の1/2以上が中小企業者により拠出されているもの。 《伝統的工芸品産業の振興に関する法律》	運転・設備	一般社団法人等 2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	1.15
地域伝統芸能等関連保証制度 (伝統芸能) ・平6. 2. 10	基本計画に基づき実施される特定事業者のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要なものとして経済産業省令で定める事業を行う者として市町村長の認定を受けた中小企業者。  ※経済産業省令で定める事業 ・ 地域伝統芸能等に係る実演、展示又は研修を行うための施設を新設し、又は運営する事業(第1号) ・ 地域伝統芸能等に用いられる衣服、器具その他の物品の開発又は生産を行う事業(第2号) ・ 地域伝統芸能等に係る活用製品の開発又は生産を行う事業(第3号)  《地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律》	運転・設備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.75
				分割		小口特別保険 0.90
流通業務総合効率化関連保証制度 (流通業務) ・平17. 11. 12	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1項に掲げる中小企業者であって、かつ、中小企業信用保険法上の中小企業者であり、主務大臣の認定を受けた認定総合効率化計画に記載された事業に使用するもの。 《流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律》	運転・設備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.75
				均等分割		小口特別保険 0.90

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (%)
				返済方法		
小規模事業者関連保証制度 (小規模特) ・平6. 8. 8	次のいずれかに該当するもの。(小規模事業者支援法第9条) ① 都道府県知事の認定を受けた事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者とされた一般社団法人(※1)、一般財団法人(※2)又は特定非営利活動法人(※3)であって、当該事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第3条第1項又は第3条の2第1項に規定する債務の保証を受けたもの。 ② 経済産業大臣の認定を受けた経営発達支援計画において、経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人(※1)、一般財団法人(※2)又は特定非営利活動法人(※3)であって、当該経営発達支援事業の実施に必要な資金に係る保険法第3条第1項又は第3条の2第1項に規定する債務の保証を受けたもの。 (※1) 社員総会における議決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの。 (※2) 設立に際して拠出された財産の価額の1/2以上が中小企業者により拠出されているもの。 (※3) 社員総会における表決権の1/2以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く。 《商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律》	運 転 ・ 設 備	一般社団法人 一般財団法人 特定非営利活動法人  2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内含む)  分割	金融機関の 所 定 利 率	1.15
中心市街地商業等 活性化関連保証制度 (中心関連・中心支援) ・平10. 11. 2	① 中心市街地商業等活性化関連 ・ 認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画又は、経済産業大臣の認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(以下「認定特定計画」という。)に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者 ・ 認定特定計画に従って、特定事業を実施する中小企業者・特定会社(※1)・一般社団法人(※2)等 ② 中心市街地商業等活性化支援関連 ・ 認定特定計画に従って、中小小売商業高度化事業を実施する特定会社(※1)・一般社団法人(※2)等 ・ 認定特定計画に従って、特定事業を実施する特定会社(※1)・一般社団法人(※2)等 (※1) 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社で、株式会社は総株主の議決権に占める大企業者の有する議決権が1/2未満であるもの。株分会社は社員に占める大企業の割合が1/2未満であるもの。 (※2) 社員総会における議決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの。	運 転 ・ 設 備	①活性化(一般保証と別枠) 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 一般社団法人等 2億8,000万円  ②活性化支援 5億6,000万円 ただし、特定会社にあつては、一般分及び中心市街地商業活性化関連分を、一般社団法人等にあつては中心市街地商業等活性化関連分を含む	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内含む)  分割	金融機関の 所 定 利 率	0.75
中堅企業(破綻金融機関等関連) 特別保証制度 (中 堅) ・平11. 2. 1	破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた事業資金の調達が必要な中堅事業者(資本金5億円未満で中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者に該当しないもの)で県知事の認定を受けているもの。 《破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法》	運 転 ・ 設 備	普通保証 5億円 無担保保証 1億円 破綻金融機関等からの借入額を上限とする。保証付借入額は、借入額の8割に限る。	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置期間1年以内含む)  分割	金融機関の 所 定 利 率	普通保証 0.75  無担保保証 0.65
特定新技術事業活動関連保証制度 (特定事業) ・平11. 4. 14	「指定補助金等」に係る成果を利用した事業活動を行う中小企業者。 《イノベーション創出の活性化に関する法律》	運 転 ・ 設 備	個人・法人 3億円 組合 6億円 (ただし、新事業開拓保険の一般分、他の特例分を含む。)	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置期間1年以内含む)  分割	金融機関の 所 定 利 率	1.15 無担保70万円以下 0.90 特定新技術事業活動 関連特別無担保保証 (20万円以下) 1.25

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	率 (%)
				返済方法		
周辺地域整備関連保証制度 (周辺地域) ・平15. 10. 1	主務大臣の同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として当該利便性向上等事業計画を作成した都道府県知事の認定を受けた中小企業者。 ◀発電用施設周辺の地域整備法▶	運転・設備	個人・法人 組合 2億8,000万円 4億8,000万円  上記のほか新事業開拓保険の要件を備えるものは新事業開拓保険の一般分、他の特例分を含め  個人・法人 組合 3億円 6億円	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	1.15
				分割		特別小口保険 0.90
振興関連保証制度  ・平15. 11. 1	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者。 ◀受託中企業振興法▶	運転・設備	個人・法人 組合 2億8,000万円 4億8,000万円  流動資産担保保険 2億円 保証割合は融資額の80% (融資額の限度は 2億5,000万円)	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.75
				原則均等分割		特別小口保険 0.90
				流動資産担保融資保証 制度に準ずる		流動資産担保保険 0.56 (貸付金額に対する 責任共有保証利率)
再挑戦支援保証制度 (再挑戦) ・平19. 8. 6	以下に掲げる要件を満たすものであって、再挑戦支援保証の委託の申込みを以下の各号に定める事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過する日以前に行ったもの。  (1) 事業を営んでいない個人であって、1月以内(産業競争力強化法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。))により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うおとする者(以下「6月以内」)に新たに事業を開始する具体的計画を有するものうち、次のいずれかに該当するもの。 ① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の悪化により廃止した経験(以下「経験」という。)を有するもの。 ② 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。 (2) 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うおとする者(以下「6月以内」)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するものうち、次のいずれかに該当するもの。 ① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の悪化により廃止した経験(以下「経験」という。)を有するもの。 ② 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。 (3) 事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当するもの。 ① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の悪化により廃止した経験(以下「経験」という。)を有するもの。 ② 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。 (4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないものうち、次のいずれかに該当するもの。 ① 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験(以下「経験」という。)を有するもの。 ② 当該会社を設立した個人が過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。 (5) 上記(3)に規定する創業者であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。))が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項4号に掲げる創業者とみなされるものうち、次のいずれかに該当するもの。  ① 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験(以下「経験」という。)を有するもの。 ② 当該会社を設立した個人が過去の経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの。	3,500万円  創業関連保証との併用が可能であり、これらの制度を併用した場合は限度額3,500万円。  (創業関連保証及び一般的な無担保保険との合算限度額は8,000万円とする。)	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.85	
			原則均等分割			

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象象	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	率 (%)
				返済方法		
事業再生保証制度 (事業再生) ・平19. 8. 4	次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する中小企業者。 (1) 次の①又は②のいずれかに該当するもの。 ① 再生事件又は更生事件に係属しているもの。 ② 民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者(再生計画が遂行された場合をその他の経済産業省令で定める場合を除く) (2) 再生計画の許可又は更生計画の許可の決定が確定した後3年を経過していないもの。 (3) 次の①及び②のいずれにも該当するもの。 ① 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。 ② 償還が見込まれること。	対象資金 次に掲げる資金とする ① 原材料の購入のための費用 ② 商品の仕入のための費用 ③ 商品の生産に係る労務費及び経費 ④ 設備の増設、改良又は補修等のための費用 ⑤ 販売費及び一般管理費 ⑥ 借入利息の弁済のための費用 ⑦ 金銭債権の弁済のための費用	2億円	10年以内  ただし、流動資産のうち売掛債権を担保とした個別保証(手形貸付)は1年以内  一括又は分割	金融機関の 所定利率	2.20
事業再生円滑化関連保証制度 (再生円滑) ・平19. 8. 6	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の①～③のいずれかに該当する中小企業者。 ① 特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとするもの。 ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの。 ③ 認定支援機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの。	対象資金 次に掲げる資金とする ① 原材料の購入のための費用 ② 商品の仕入のための費用 ③ 商品の生産に係る労務費及び経費 ④ 設備の増設、改良又は補修等のための費用 ⑤ 販売費及び一般管理費 ⑥ 借入利息の弁済のための費用 ⑦ 少額の債権の弁済のための費用	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円  (保証割合80%、ただし特別小口保険分は100%)	3年以内  一括又は分割	金融機関の 所定利率	1.76  特別小口保険 0.90
特定信用状関連保証制度 (LC保証) ・平19. 8. 6	外国法人(新たに設立されるものを含む)と経営を実質的に支配しているものと認められる省令要件を満たす関係にある中小企業者。	中小企業者の外国関係法人の外国銀行等からの借入金は、当該中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る	2億円 (保証割合80%)	1年以内  原則一括		0.45～1.90
農工商等連携事業関連保証制度 ・平20. 10. 1	中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する農工商等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であつて、認定農工商等連携事業計画に従つて農工商等連携事業を実施するもの。 ≪中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律≫	運 転 ・ 設 備	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円  新事業開拓保険 個人・法人 4億円 組合 6億円 (一般分、他の特例分を含む)  流動資産担保保険 2億円 (保証割合は融資額の80%)  海外投資関係保険 個人・法人 4億円 組合 6億円 (一般分、他の特例保険分を含む)	運転 原則として5年以内 設備 原則として7年以内 (据置期間1年以内を含む)  特別小口保険分 5年以内  原則均等分割	金融機関の 所定利率	0.75  特別小口保険 0.90  新事業開拓保険 1.15  ただし、無担保50万円以下  0.90  流動資産担保保険 0.56  海外投資関係保険 1.15

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (%)
				返済方法		
農工商等連携支援保証制度 ・平20. 10. 1	中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号、以下「法」という。)第6条第1項に規定する農工商等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利法人であって、認定農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携事業を実施するもの。 《中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律》	運 転 ・ 設 備	一般社団法人 一般財団法人 特定非営利活動法人 2億8,000万円	運転 原則として5年以内 設備 原則として7年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所 定 利 率	1.15
商店街活性化事業関連保証制度 (商街事業) ・平22. 4. 1	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員もしくは所属員のうち法第2条第1項の各号のいずれかに該当する者であって、中小企業信用保険法に規定する中小企業者。 《商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律》	認定商店街活性化事業計画に従って行われる商店街活性化事業に必要な事業資金	個人・法人 組合 2億8,000万円 4億8,000万円	運転5年以内 設備7年以内 (据置期間1年以内を含む) 特別小口保険分 5年以内	金融機関の 所 定 利 率	0.75
				一括又は分割 分割は原則均等分割		特別小口保険 0.90
商店街活性化支援関連保証制度 (商街支援) ・平22. 4. 1	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化支援事業を行う下記に掲げるものであって、当該計画に従って支援事業を実施するもの。 (1) 一般社団法人(社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者により拠出しているものに限る) (2) 一般社団法人(設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る) (3) 特定非営利活動法人(社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る) 《商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律》	認定商店街活性化支援事業計画に従って行われる商店街活性化事業に必要な事業資金	2億8,000万円	運転5年以内 設備7年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所 定 利 率	1.15
特定連携事業関連保証制度 ・平25. 9. 20	下請中小企業者が自主的に取引先の開拓を図ることの支援を目的とし、特定連携事業計画に従って特定連携事業を行う特定中小受託事業者。	特定連携事業計画に従って行われる特定連携事業に必要な設備資金及び運転資金	2億8,000万円 新事業開拓保険 個人・法人 4億円 組合 6億円 (一般分、他の特例分を含む)	必要と認められる期間	金融機関の 所 定 利 率	0.75
				一括又は均等分割		新事業開拓保険 1.15 ただし、無担保500万円以下 0.90
						特別小口保険 0.75

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金使途	保証限度額	保証期間		貸付利率 (%)
				返済方法	所定利率	
経営力向上関連保証制度 (経営力向上) ・平28. 8. 9	次のいずれかに該当する特定事業者(注)が対象となる。 (1) 中小企業等経営強化法(以下「法」という。)第17条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するもの。 (2) 次の①から③のいずれにも該当するもの。 ① 法第17条第1項に規定する経営力向上計画(認定申請日の直前の決算において、次の要件※1を備える者であることの記載があるものに限る。)を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等を行うもの。 ア. 資産超過であるもの。 イ. EBITDA有利子負債倍率((借入金+社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費))が10倍以内であること。 ② 申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 ③ 信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。 ※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 ※2 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認めた場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。 ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中(経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。)である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。 (注) 特定事業者は、以下に限られる。 ① 特定事業者であって、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「保険対象中小企業者」という。)に該当するもの。 ② 特定事業者であって、法第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。 ③ 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)附則第9条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの。	認定経営力向上計画に従って行われる事業資金のうち次に掲げるものに係る資金とする。 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 新事業開拓保険 個人・法人 3億円 組合 6億円 (一般分、他の特例分を含む) 海外投資関係保険 個人・法人 3億円 組合 6億円 (一般分、他の特例分を含む)	運転 原則として5年以内 設備 原則として7年以内 (償還期間1年以内を含む) 特別小口保険 5年以内	金融機関の所定利率	0.75	
					特別小口保険 0.90	
					新事業開拓保険 1.15 ただし、無担保500万円以下 0.90	
					海外投資関係保険 1.15	
経営承継関連保証制度 (経営承継関連) ・平30. 4. 1	次の①又は②に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号イ又は同条同項第2号イの規定による経済産業大臣の認定を受けたもの。 (1) 会社である中小企業者であって、次の①から⑥までのいずれかの事由が生じていると認められること。 ① 当該申込人以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要があること。 ② 当該申込人以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要があること。 ③ 当該申込人の代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した後の3月間における当該申込人の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が、前事業年度の同時期の3月間に売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる(している)こと。 ④ 仕入先(当該申込人の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が100分の20以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。)からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと。 ⑤ 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。 ⑥ その他諸費用が生じたこと。 (2) 個人である中小企業者であって、次の①から⑦までのいずれかの事由が生じていると認められること。 ① 当該中小企業者以外のものが有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。 ② 当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。 ③ 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することがみこまれる(している)こと。 ④ 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。 ⑤ 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。 ⑥ 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。 イ) 当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割 ロ) 当該個人が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額 ⑦ その他諸費用が生じたこと。 《中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律》	① ①の事由による認定の場合 議決権株式の取得資金 ① ②又は②①の事由による認定の場合 事業用資産等の取得資金 ② ②の事由による認定の場合 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ② ⑥の事由による認定の場合 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭 上記以外の事由による認定の場合 運転資金	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内	金融機関の所定利率	0.45~1.90
				分割返済 1年以内は一括も可		特別小口保険 0.90

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金使途	保証限度額	保証期間		貸付利率	信用保証料率 (%)
				返済方法			
特定経営承継関連保証制度 (特定経営承継) ・平30.4.1	次の(1)から(6)のいずれかに該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(以下、「認定中小企業者」という。)の代表者  (1) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外のものが有する株式等を取得する必要があること。 (2) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外のものが有する事業用資産等を取得する必要があること。 (3) 認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。 (4) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもって分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。 (5) 認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。 (6) その他諸費用が生じたこと。 《中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律》	当該認定中小企業者等以外の者が有する株式、事業用資産を経営の承継に伴い取得するための資金等、当該認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.45～1.90	
				分割返済 1年以内は一括も可		特別小口保険 0.90	
事業承継サポート保証制度 (承継サポート) ・平30.4.1	次の全ての要件を満たす者。 (1) 事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定していること。 (2) 持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であること。 (3) 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること。 (4) 承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること。 (5) 承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること。	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金	2億8,000万円	15年以内 (据置期間2年以内を含む)	金融機関の 所定利率	1.15	
				分割返済			

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金使途	保証限度額	保証期間		貸付利率	信用保証料率 (%)
				返済方法			
地域経済牽引事業関連保証制度 (地域経済牽引) ・平30. 4. 1	<p>次のいずれかに該当する特定事業者(注)が対象となる。</p> <p>(1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第2条第4項に規定する特定事業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を実施するもの。</p> <p>(2) 次の①から③のいずれにも該当するもの。</p> <p>① 法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画(次のアからウまでに掲げる事項の記載があるものに限る。)を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた特定事業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って事業承継等を行うもの。</p> <p>ア. 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称。</p> <p>イ. 事業承継等の内容及び実施時期。</p> <p>ウ. 承認申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。</p> <p>a. 資産超過であること。</p> <p>b. EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費))が10倍以内であること。</p> <p>② 信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>③ 信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 地域経済牽引事業計画について承認を得た後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中(経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。)である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>(注)特定事業者は、以下に限られる。</p> <p>① 特定事業者であって、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「保険対象中小企業者」という。)に該当するもの。</p> <p>② 特定事業者(法第15条により特定事業者とみなされたものを含む。)であって、法第19条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。</p> <p>③ 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)附則第10条の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの。</p>	<p>(1) の保証対象者であるとして申込する場合</p> <p>承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行うために必要な資金。</p> <p>(2) の保証対象者であるとして申込する場合</p> <p>承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業承継等に必要資金。</p>	<p>個人・法人 組合 2億8,000万円 4億8,000万円</p>	<p>運転 5年以内 設備 7年以内 (据置期間1年以内を含む)</p>	<p>金融機関の 所定利率</p>	0.75	
				<p>原則均等分割</p>		<p>特別小口保険 0.90</p>	
地域経済牽引事業支援保証制度 (地域牽引支援) ・平30. 4. 1	<p>主務大臣により連携支援計画の承認を受けた以下の地域経済牽引支援機関で、当該計画に従って事業を実施するもの。</p> <p>① 一般社団法人 社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る</p> <p>② 一般財団法人 設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る</p> <p>《地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律》</p>	<p>主務大臣の承認を受けた連携支援計画に従って行われる連携支援事業の実施に必要な資金</p>	<p>個人・法人 組合 2億8,000万円 4億8,000万円</p>	<p>運転 5年以内 設備 7年以内 (据置期間1年以内を含む)</p>	<p>金融機関の 所定利率</p>	1.15	
<p>原則均等分割</p>							

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (%)
				返済方法		
商店街活性化促進事業関連保証制度 (商街促進) ・平31. 1. 21	「地域再生法」第17条の16第1項の規定に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた市町村(特別区を含む。以下「認定市町村」という。)が作成する商店街活性化促進事業計画に記載された適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定(変更の認定があったときは、変更後のものを含む。)を受けたものであって、中小企業信用保険法に規定する中小企業者。 《地域再生法》	商店街活性化促進事業計画に従って行われる適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行うのに必要な事業資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (一般保証と別枠)	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む) 特別小口保険分 5年以内	金融機関の 所定利率	0.75
				一括又は均等分割		特別小口保険 0.90
先端設備等導入関連保証制度 (先端設備) ・平31. 1. 21	中小企業等経営強化法第52条の規定に基づき、特定市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」(法第53条第1項の規定に基づき変更の認定があったときは、その変更後のもの。)に従って先端設備等導入を行う者であって、中小企業等経営強化法に規定する中小企業者としての資格及び中小企業信用保険法に規定する中小企業者としての資格の双方を備えるもの。 《中小企業等経営強化法》	認定先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入に必要な資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (一般保証と別枠)	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む) 特別小口保険分 5年以内	金融機関の 所定利率	0.75
				一括又は均等分割		特別小口保険 0.90
情報処理支援関連保証制度 (情報処理支援) ・平31. 1. 21	中小企業等経営強化法第44条第1項の規定に基づき、情報処理支援機関として経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人(※1)又は、一般財団法人(※2)。 (※1)一般社団法人にあつてははその社員総会における議決権の2分の1以上を法第2条第1項に規定する中小企業者が有しているものに限る。 (※2)一般財団法人にあつてははその設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が法第2条1項に規定する中小企業者により拠出されているものに限る。 《中小企業等経営強化法》	中小企業等経営強化法第45条に規定する一般社団法人又は一般財団法人の情報処理支援業務の実施について必要な資金	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	1.15
				一括又は均等分割		

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	率 (%)
				返済方法		
経営承継準備関連保証 (経営承継準備) 平31. 1. 21	<p>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する中小企業者を対象とする。</p> <p>(1) 会社である中小企業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式会社又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式会社を發行している株式会社を除く。以下同じ。)であつて、次の①又は②の事由が生じていることにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号。以下「法」といふ。)第12条第1項第1号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>① 他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が会社である場合に限り。以下(2)①及び(3)①ア、において同じ。)又は親族(他の中小企業者が会社である場合にあっては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。以下(2)①及び(3)①ア、において同じ。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>② 他の中小企業者(他の中小企業者が会社である場合にあってはその代表者。以下(2)②及び(3)②イ、において同じ。)が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>(2) 個人である中小企業者であつて、次の①又は②の事由が生じていることにつき、法第12条第1項第2号ロの規定により経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>① 他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>② 他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>(3) 会社である中小企業者であつて、次の①から③のいずれかに該当すること。</p> <p>① 次のア又はイいずれかの事由が生じていること及びウに該当することにつき、法12条第1項第1号への規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>ア 他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>イ 他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>ウ. 認定申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。</p> <p>a. 資産超過であること</p> <p>b. EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費))が10倍以内であること</p> <p>② 信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>③ 信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がなくないこと。</p> <p>※1 認定取得後、信用保証協会への申込日まで新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の取縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中(経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。)である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>《中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律》</p>	<p>他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であつて、以下に掲げるものを取得するために必要な資金とする。</p> <p>①他の中小企業者が有する事業用資産等</p> <p>②他の中小企業者(会社に限る。)の株式等(当該株式等を取得することにより当該中小企業者が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。)</p>	2億8,000万円	<p>運転 10年以内</p> <p>設備 15年以内</p> <p>(据置期間1年以内を含む)</p>	金融機関の 所定利率	0.45～1.90
			<p>分割返済</p> <p>1年以内は一括も可</p>	特別小口保険 0.90		

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (%)
				返済方法		
特定経営承継準備関連保証 (特定承継準備) ・平31. 1. 21	<p>次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人を対象とする。</p> <p>(1) 他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が会社である場合に限り。)又は親族(他の中小企業者が会社である場合にあっては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものと認められること。</p> <p>(2) 他の中小企業者(他の中小企業者が会社である場合にあってはその代表者。)が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものと認められること。</p> <p>《中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律》</p>	<p>他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金とする。</p> <p>①他の中小企業者が有する事業用資産等</p> <p>②他の中小企業者(会社に限り。)の株式等(当該株式等を取得することにより、認定を受けた事業を営んでいない個人が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限り。)</p>	2億8,000万円	<p>運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)</p>	金融機関の 所定利率	1.15
				<p>分割返済 1年以内は一括も可</p>		
技術等情報漏えい防止措置 関連保証制度 (情報漏えい防止) ・平31. 1. 21	<p>産業競争力強化法第68条第1項の規定に基づき、技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して(※1)同項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人(※2)。</p> <p>(※1) 認定証「2. 業務の範囲」の記載内容により確認する。</p> <p>(※2) 一般社団法人にあっては、その社員総会における議決権の2分の1以上を法第2条第17項に規定する中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあってはその設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が同項に規定する中小企業者により拠出されているものに限り。</p> <p>《産業競争力強化法》</p>	<p>産業競争力強化法第76条に規定する一般社団法人又は一般財団法人の技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金。</p>	2億8,000万円	<p>運転 10年以内 設備 15年以内 (据置期間1年以内を含む)</p>	金融機関の 所定利率	1.15
				一括又は均等分割		

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	率 (%)
				返済方法		
社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証制度 (社外人材活用) ・令2.1.27	<p>主務大臣の認定を受けた「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」に従って社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業を行う中小企業等経営強化法(以下「法」という。)第2条第5項に規定する新規中小企業者等のうち、同項第1号に規定する新規中小企業者及び同項第4号に規定する者であって、法第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格を備えるもの。(※その他の組織形態(組合等)は対象外)</p> <p>(注)1 法第2条第5項第1号に規定する者 中小企業者であって、次に掲げるいずれかに該当する者 (1)事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人(法第2条第4項第1号) (2)設立の日以後の期間が5年未満の会社(法第2条第4項第2号) (3)事業を開始した日以後の期間が5年以上10年未満の個人又は設立の日以後の期間が5年以上10年未満の会社であって、前年又は前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用(※1)の合計額の政令で定める収入金額(※2)に対する割合が政令で定める割合(※3)を超えるもの(法第2条第4項第3号) (※1)政令で定める費用(中小企業等経営強化法施行令(以下「施行令」という。)第3条第1項) 新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用 (※2)政令で定める収入金額(施行令第3条第2項) 法人にあっては総収入金額から固定資産又は法人税法第2条第21号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額、個人にあっては事業所得に係る総収入金額 (※3)政令で定める割合(施行令第3条第3項) 100分の5</p> <p>2 法第2条第5項第4号に規定する者 中小企業者等であって事業を開始した日以後の期間が5年以上10年未満の個人又は設立の日以後の期間が5年以上10年未満の会社であるものうち、プログラムの開発その他の情報処理に関する高度な知識又は技能を活用して行う業務として経済産業省令で定める業務(※1)に従事する常時使用する従業員の数の常時使用する従業員の総数に対する割合が経済産業省令で定める割合(※2)を超えるもの(法第2条第5項第1号に掲げる者を除く) (※1)経済産業省令で定める業務(中小企業等経営強化法施行規則(以下「施行規則」という。)第1条の2第1項) 情報処理の促進に関する法律第2条第3項に規定する情報処理サービス業、ソフトウェア業その他これらに類する事業に関する専門的な業務又は事業者がその事業の生産性の向上を図るために行うソフトウェアの開発、情報ネットワークの構築その他これらに類する業務 (※2)経済産業省令で定める割合(施行規則第1条の2第2項) 100分の2</p> <p>《中小企業等経営強化法》</p>	認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金	2億8,000万円	<p>運転 10年以内 設備 10年以内 (据置期間2年以内を含む)</p> <p>特別小口保険分 5年以内</p>	金融機関の 所定利率	0.75
				<p>新事業開拓保険 3億円 (一般分、他の特例分を含む)</p> <p>海外投資関係保険 3億円 (一般分、他の特例分を含む)</p>		特別小口保険 0.90
				一括又は均等分割		<p>新事業開拓保険 1.15 ただし、無担保500万円以下0.90</p> <p>海外投資関係保険 1.15</p>
事業継続力強化関連保証制度 (事業継続力強化) ・令2.1.27	<p>主務大臣の認定を受けた「事業継続力強化計画」に従って事業継続力強化を行う中小企業者であって、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者。</p> <p>《中小企業等経営強化法》</p>	認定事業継続力強化計画に従って行う事業継続力強化に必要な資金	<p>個人・法人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円</p> <p>新事業開拓保険 個人・法人 3億円 組合等 6億円 (一般分、他の特例分を含む)</p> <p>海外投資関係保険 個人・法人 4億円 組合等 6億円 (一般分、他の特例分を含む)</p>	<p>運転 10年以内 設備 10年以内 (据置期間2年以内を含む)</p> <p>特別小口保険分 5年以内</p>	金融機関の 所定利率	0.75
				一括又は均等分割		特別小口保険 0.90
				<p>新事業開拓保険 1.15 ただし、無担保500万円以下0.90</p> <p>海外投資関係保険 1.15</p>		

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (%)
				返済方法		
連携事業継続力強化関連保証制度 (連携継続力強化) ・令2. 1. 27	主務大臣の認定を受けた「連携事業継続力強化計画」に従って連携事業継続力強化を行う 中小企業者であって、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者。 《中小企業等経営強化法》	認定連携事業継続力強化 計画に従って行う連携事業 継続力強化に必要な資金	個人・法人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円  新事業開拓保険 個人・法人 3億円 組合等 6億円 (一般分、他の特例分を含 む)  海外投資関係保険 個人・法人 3億円 組合等 6億円 (一般分、他の特例分を含 む)	運転 10年以内 設備 10年以内 (据置期間2年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.75
				特別小口保険分 5年以内		特別小口保険 0.90
				一括又は均等分割		新事業開拓保険 1.15 ただし、無担保50百 万円以下 0.90
				海外投資関係保険 1.15		
情報処理システム運用・管理 関連保証制度 (情報処理管理) ・令2. 9. 23	中小企業信用保険法第2条1項に規定する中小企業者であって、情報処理の促進に関する 法律第31条の規定に基づき、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況 が優良なものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであることにつ いて、経済産業大臣の認定を受けた事業者。	情報処理システムを良好な 状態に維持し、企業経営に において戦略的に利用するた めに必要な設備資金及 び運転資金であって、情報 処理システムの設計又は開 発若しくは導入に必要な資 金。	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円  (一般保証と別枠)	運転 10年以内 設備 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.75
				特別小口保険分 5年以内		一括(1年以内の場合) 又は 均等分割

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金用途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (%)
				返済方法		
特定高度情報通信技術活用システム 開発供給等関連保証制度 (特定高度情報) ・令2.11.10	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第25条に規定する中小企業者の双方を備えるものであって、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給計画」、同法第9条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」又は同法第11条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた「特定半導体生産施設整備等計画」を行う中小企業者。	特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画若しくは特定高度情報通信技術活用システム導入計画に従って行われる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等計画に従って行われる特定半導体生産施設整備等に必要資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (一般保証と別枠)	10年以内 (据置期間1年以内を含む) 特別小口保険分 5年以内	金融機関の 所定利率	0.75
				一括又は均等分割		特別小口保険 0.90
経営承継借換関連保証制度 (経営承継借) ・令2.11.10	次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)を対象とする。  (1) 次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号二の規定による経済産業大臣の認定を受けていること。  ① 中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条第1項に規定する金融機関をいう。)からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。  ② 認定申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。 ア．資産超過であること。 イ．EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費))が10倍以内であること。  ③ 当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。 (2) 信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 (3) 信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。 ※1 認定取得後、信用保証協会への申込日まで新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 ※2 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。 ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中(経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。)である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。	認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの)とする。	法人 2億8,000万円 (一般保証と別枠)	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	専門家 確認無 0.45～1.90
				一括(1年以内の場合)又は均等分割		専門家 確認有 0.20～1.15
						特別小口保険 0.90

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (%)
				返済方法		
特定連携事業継続力強化 関連保証制度 (特定連携継続力) ・令3. 8. 24	連携事業継続力強化計画について経済産業大臣の認定を受けた中小企業者と共同で当該 連携事業継続力強化の実施を行う大企業者のうち法第2条第2項第3号又は第4号に掲げるも のに限る。 (1) 法第2条第2項第3号に掲げるもの 資本金の額又は出資の総額が10億円以下の会社、医業を主たる事業とする法人、歯科 医業を主たる事業とする法人 (2) 法第2条第2項第4号に掲げるもの 常時使用する従業員の数が、2,000人以下の会社、医業を主たる事業とする法人、歯科 医業を主たる事業とする法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、特定非営 利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及び個人 ≪中小企業等経営強化法≫	認定連携事業継続力強化 計画に従って行われる連携 事業継続力強化の実施に必 要な資金(経済産業省令で 定めるもの。)	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	10年以内 (据置期間2年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.45～1.90
				一括又は均等分割		
受託中小企業取引機会創出事業 関連保証制度 (受託取引機会) ・令3. 8. 24	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格を備えるものであって、 経済産業大臣の認定を受けた事業者。 ≪受託中小企業振興法≫	適切な取引慣行を醸成する 上で必要となる設備資金及 び運転資金であって、受発 注又は工程管理及び品質 管理に用いるシステムの設 計、開発又は導入に係る資 金。	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (一般保証と別枠) 新事業開拓保険 個人・法人 3億円 組合等 6億円 (一般分、他の特例分を含 む)	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関の 所定利率	0.75
				一括又は均等分割		特別小口保険 0.90
						新事業開拓保険 1.15 ただし、無担保50万 円以下 0.90

保証制度名 略称・創設年月日	保証対象	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	信用保証料率 (%)
				返済方法		
農林水産物・食品輸出促進支援関係保証 (農食輸出促進) ・令5.4.1	農林水産物及び食品の輸出に関する法律第43条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた、認定農林水産物・食品輸出促進団体である一般社団法人又は一般財団法人。	農林水産物及び食品の輸出に関する法律第49条に規定する、主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人の輸出促進業務の実施に必要な資金	2億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内 (それぞれ据置期間1年以内)	金融機関の 所定利率	1.15
				一括又は均等分割		
供給確保関連保証制度 (供給確保関連) ・令5.6.1	経済性格を一体的に講ずることによる安全保障の確保の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた認定供給確保計画(変更の認定があった時は、その変更後のもの。)に従って、供給確保事業を行う法第26条に規定する中小企業者であって、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格を備えるものに限る。	主務大臣の認定を受けた認定供給確保計画に従って行われる認定供給確保事業に必要な資金に限り、その額は原則として当該計画に織り込まれている金額の範囲内とする。 また、海外投資関係保険および新事業開拓保険が成立する場合の本特例分にあつては、上記要件を満たす資金であつて、一般分の海外投資関係保険の対象となる海外直接投資の事業に要する資金(中小企業信用保険法施規則第10条)または一般分の新事業開拓保険の対象となる新事業の開拓に要する費用(中小企業信用保険法施規則第11条)に係るものであることを要する。	2億8000万円 海外投資関係保険 または新事業開拓保険 3億円	10年以内 (据置期間1年以内を含む) ただし特別小口保険分は、運転資金、設備資金ともに5年以内とする	金融機関の 所定利率	0.75
				一括又は均等分割		特別小口保険 0.90
						海外投資関係保険 1.15
						新事業開拓保険 1.15 無担保5,000万円以下の場合 0.90